

## 〈在日韓国人傷痍軍属戦後補償裁判の推移と展望〉

1998. 6. 26. 金 敬 得

### 1. 日本人による戦後補償裁判

日本における戦後補償裁判は、当初は日本人から日本国を相手として提起された。例えば、広島、長崎における被爆者は、日本国を被告として1955年に訴訟を提起している（東京地裁1963. 12. 7判決）。

1952年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約19条（a）は、「日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいかなる連合国軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。」と規定した。

原告は広島、長崎への原爆投下は国際法違反（無差別攻撃）であり、被爆者は米国に対する損害賠償請求権を有するはずであるが、日本国政府がなした請求権の放棄は、被爆者に対する違法行為であるので、日本国は国家賠償法により賠償しなければならず、また、請求権の放棄は日本国と米国に対する損害賠償の一部に充てられたものと解すべきであるから、日本国憲法29条3項（私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひができる）に従い補償義務を負うと主張した。

日本国がサンフランシスコ講和条約19条（a）項により請求権を放棄したことを理由とする補償裁判には、被爆者以外にも、占領期間中連合軍兵士によって殺害された者達の遺族が日本国に対して損害賠償または損失補償を求めた事件がある（最高裁1969. 7. 4小法廷判決）。

また、同種のものとしては、戦時中カナダ国政府により敵産管理処分を受け、その後サンフランシスコ講和条約14条（a）項2（1）により、カナダ国がその処分権を取得し、原告らがその返還を求めることができなくなつたので、日本国を被告として憲法29条3項により補償を求めた事件がある（最高裁1968. 11. 27大法廷判決）。

### 2. 判例と立法裁量論

日本人戦争犠牲者の補償裁判は、いずれも原告敗訴に終わったが、その論旨は、「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態にあっては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲

を堪え忍ぶべく餘儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかつたところであり、…これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。」とするものであり、戦争犠牲に対する補償は裁判所のなしえるところではなく、立法府及び行政府の政策問題であるとした。

上記戦争犠牲者に関しては、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（1957）、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（1968）、「被爆者援護法」（1994）、「連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律」（1961）、「引揚者給付金等支給法」（1957）、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」（1967）等が制定され、補償がなされた。

しかし、米空軍の空襲に遭い身体傷害を受けた一般民間人戦災者が、国に対し、旧軍人軍属については戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定してその救済に関する立法措置を講じながら、一般民間人戦災者については何の立法措置も講じていないのは、憲法14（法の下の平等）条等に違反するとして、立法不作為を原因として、国家賠償法に基づき慰謝料の支払を求めた事件では、「補償のために適宜の立法措置を講ずるか否かの判断は国会の裁量的権限に委ねられるもの」であるとして原告が敗訴し（最高裁1987. 6. 26小法廷判決）、現在まで立法はなされていない。

以上のように、いかなる戦争犠牲者にいかなる補償をなすかは立法裁量に委ねられているとの最高裁判例が確立しており、裁判が立法を促す機能を果たすことはあるとしても（大戦後長期間にわたりシベリアの収容所において抑留され、強制労働に従事させられた日本人軍人軍属が日本国を被告として抑留中の強制労働に対する賃金の支払い、強制労働による身体傷害の補償、ソ連が没収した個人所有物の補償等を求め、1981年に提起された裁判は、1997年3月13日最高裁小法廷判決により敗訴が確定したが、訴訟係属中の1988年5月、「平和祈念事業特別基金等に関する法律」が制定された）、裁判所が国に対し補償を命ずる判決を下すことは困難と考えられる（但し、1998年4月27日の山口地方裁判所下関支部判決は、従前の日本の判例とは異なり、慰安婦に対する補償立法の不作為を理由に慰謝料の支払を命じている）。

### 3. 台湾人元日本兵戦死傷補償裁判

戦後補償立法の国籍条項が法の下の平等原則に反することを理由とする訴訟は、1977年8月に東京地方裁判所に提起された台湾人元日本兵戦死傷

補償裁判を嚆矢とする。日本人傷痍軍人軍属及び戦没者遺族には、1952年4月30日に公布施行された戦傷病者戦没者遺族等援護法及び1953年の恩給法復活によって年金や恩給が支給されていたが、援護法及び恩給法には国籍条項・戸籍条項があり、旧植民地出身者軍人軍属は対象外とされた。

台湾住民である原告らは、日本国を被告として一人当たり500万円の補償を求めて訴訟提起したが、東京地方裁判所（1982.2.26）、東京高等裁判所（1985.8.26）、最高裁判所（1992.4.28）でいずれも敗訴した。最高裁判決は、「台湾住民である軍人軍属が援護法及び恩給法の適用から除外されたのは、台湾住民の請求権の処理は日本国との平和条約及び日華平和条約により日本国政府と中華民国政府との特別取極の主権とされたことから、台湾住民である軍人軍属に対する補償問題もまた両国政府の外交交渉によって解決されることが予定されたことに基づくものと解されるのである、そのことには十分な合理的根拠があるものというべきである。」とした。

しかし、日華平和条約3条により特別取極の対象とされながら、特別取極がされないまま、1972年9月29日、日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明が発せられ、日本国政府は中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認した結果、特別取極についての協議が行われることは事実上不可能となり、かつ、台湾住民である軍人軍属に対する補償措置がないことについて、一審判決は「同情を禁じ得ない」とし、二審判決は「予測される外交上、財政上、法技術上の困難を超克して、早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるよう尽力することが、国政関与者に対する期待であることを特に付言する」としていたところ、1987年9月に「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が、1988年5月に「特定弔慰金等の支給の実施に関する法律」が制定され、台湾住民である軍人軍属の戦死傷者及びその遺族に対し一律に200万円の弔慰金又は見舞金が支給された。

#### 4. 援護法と帰化

援護法の国籍条項・戸籍条項については、立法当初から、在日旧植民地出身傷痍軍人軍属によりその問題性が指摘されていた。

援護法の適用を受けられない旧植民地出身者に対し、厚生省援護局は、援護法の国籍条項は、「個人の意思に関係なく国家間相互の条約等の一方的権力によって国籍を変更させられた場合（条約により当該地域の住民の意思により国籍を選択できるときを除く）には適用されるべきではなく、個人の

意思に基づく帰化等の方法によって国籍を失った場合にのみ適用されるものと解する。

したがって、これらの朝鮮出身者、台湾出身者等はいずれも…附則第2項の規定により同法の適用から外されているにすぎず、日本に帰化することによって、日本の戸籍法の適用を受けるにいたれば、遺族援護法の適用を受けることになる。」とした（1962年10月29日援護第318号援護課長通知）。

しかし、帰化によって援護法の適用を可能にする道は、日韓請求権協定の締結により、韓国国民に対しては閉ざされた。すなわち、1966年11月30日、厚生省援護局援護課長通達により、「昭和40年6月22日に署名されたいわゆる日韓協定の趣旨からは、同日以後韓国籍の者が日本に帰化し、戸籍法の適用を受けることになつても援護法の適用を受けることはできない…台湾人については、従前どおり」とされた（援護第484号）。

#### 5. 在日韓国人傷痍軍属の訴訟

今回、韓国憲法裁判所に憲法訴願申立をした石成基、姜富中、趙鏞壽、陳石一（1994年5月14日死亡）、鄭商根（1996年2月29日死亡）はいずれも、日本への帰化をせずに厚生大臣に対し援護法上の障害年金の支払請求をなし請求を却下されたが、石成基、陳石一は、1992年8月13日東京地方裁判所に、鄭商根は1991年1月31日大阪地方裁判所に、姜富中は1993年8月26日大津地方裁判所に厚生大臣を被告として障害年金請求却下処分の取消を求める裁判を提起した。

原告らの主張は以下の4点を骨子としている。

（1）援護法の国籍条項、戸籍条項は法の下の平等原則（日本国憲法14条、国際人権B規約26条）に反する。（2）サンフランシスコ講和条約発効による日本国籍の喪失は、援護法にいう年金受給権消滅事由たる日本国籍喪失に該当しない。（3）附則2項（戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない）の当分の間とは日韓請求権協定の締結までのことをいう。（4）援護法上の年金請求権等在日韓国人の補償請求権は、日韓請求権協定でいう「完全かつ最終的解決」の例外である。

これに対し被告厚生大臣の主張は、以下のとおりである。

（1）国籍条項、戸籍条項は合理的差別であり、憲法及び国際人権規約に違反しない。朝鮮人、台湾人の補償については日本と彼らの本国との二国間協定によって解決することが予定されていたので、国内法からは彼らを排除した。（2）サンフランシスコ講和条約による日本国籍の喪失も援護法にいう

年金受給権消滅事由たる日本国籍喪失に該当する。これに該当しないとした従前の援護課長通知は、廃止する（1993年5月12日、社援援第98号援護課長通知）。（3）附則2項の当分の間とは、別途当該法令の改廃等の立法措置が講じられない限り現時点においても継続して効力を有する。（4）在日韓国人の補償請求権も日韓請求権協定によって完全かつ最終的に解決した。

## 6. 一審判決の問題点

第一審判決（1994.7.15東京地方裁判所、1995.10.11大阪地方裁判所、1997.11.17大津地方裁判所）は、いずれも前述の台湾人元日本兵戦死傷補償裁判の最高裁判例にならい、国籍条項・戸籍条項を、当事国間の特別取極による解決が予定されていたことを理由に合理性があるとし、原告敗訴判決を下した。しかし、援護法からの旧植民地出身者の排除の合理性を、政治的、外交的事情に左右され、何時締結されるとの保障もない二国間取極による解決が予定されていたことに求めることができるかどうかは問題である。仮に一步譲ってそれを認めるとしても、実際に締結された二国間取極により解決がなされなかった場合には、もはや二国間取極による解決の可能性をもって差別を合理化することはできない。

日本と台湾との間においては、二国間取極が締結されないうちに、日中共同声明が発せられ、日本は中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認し、日華平和条約の終了が宣言された。日華平和条約3条に規定せられた日本と中華民国政府との間の特別取極は、事実上不可能な状態になったのであるが、法的には、日台間でも、日中間でも未解決の状態におかれていると評価でき、したがって、その当否は別として二国間取極による解決可能性は残されているとみることも可能である。

これに対し、日韓間においては、二国間取極が日韓請求権協定という形で現実に締結され、植民地支配に起因する補償問題も完全かつ最終的に解決したとされた（2条1項、3項）。

日韓請求権協定2条1項は「両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条（a）に規定されるものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」とされ、同3項は「2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の

締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。」と規定されている。

このように、日韓間では外交的解決がなされたのであるが、同条2項は、「この条の規定は、次のもの…に影響を及ぼすものではない。」とし、同項（a）で、「一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがある者の財産、権利及び利益。」があげられている。右の「居住した」とは、日韓請求権協定についての合意された議事録では、「同条2（a）に掲げる期間内のいずれかの時までその国に引き続き1年以上在住したことをいうことが了解された。」とされており、在日韓国人はこれに該当する。

ここでは「財産、権利及び利益」は影響を受けないとされているが、「請求権」は1項、3項の完全かつ最終的解決の例外とされていない。したがって、援護法上の年金請求権が日韓請求権協定でいう「財産、権利及び利益」に該当するのか、「請求権」に該当するのかが、援護法の戸籍条項、国籍条項の合理性を判断するにつき重要なとなる。

前述の合意議事録では、「財産、権利及び利益」とは、「法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうこと」が了解されている。

原告らは援護法上の年金請求権は「財産、権利及び利益」に該当すると主張しているのに対し、被告は援護法に国籍条項及び戸籍条項が規定されており、朝鮮人、台湾人は排除されていることから、原告らの年金請求権は法律（国内実定法）上の根拠のない「請求権」に該当すると主張している。

在日韓国人は、日韓請求権協定の署名までは、日本に帰化をすれば援護法の適用を受けられた。ところが請求権協定の署名後は帰化をしても援護法の適用を受けられないとされた。請求権協定の署名日までに日本に帰化をした者は、韓国政府の外交保護権の対象からはずれるので援護法を適用するが、日韓請求権協定により補償問題は完全かつ最終的に解決されたから、その後は帰化をしても援護法の適用はないとしたのである。

日韓請求権協定締結により在日韓国人戦傷者、戦没者遺族は、帰化をすれば援護法の適用を受けられる権利を喪失したのであるが、これは法律上の根拠に基づき財産的価値の認められる実体的権利（財産、権利及び利益）を喪失したと評価せざるを得なくなる。

そこで、厚生省は訴訟係属中に、帰化をすれば援護法の適用を受けられるとの従前の通知を廃止した。これによっても帰化をしすでに年金裁定を受け

た人の地位には何らの影響を及ぼしていないから、これはひとえに訴訟対策のためにとられた措置であるといわざるを得ない。

前述の東京地裁判決は、日韓請求権協定に関する法的解釈を回避し、原告らの主張するように「財産、権利及び利益」に該当すると仮定したとしても、「そのこと自体が、本件附則の効力に影響を及ぼすものとはいえないことは明らかである。」と判示した。

大阪地裁判決は、東京地裁判決と同じく日韓請求権協定の解釈は回避したが、一歩進んで、日韓請求権協定によっても在日韓国人は補償されなかつたとの事実認定をした。

しかし両判決とも日韓請求権協定の完全かつ最終的解決から取り残されたとしても、在日韓国人戦傷者にいかなる補償をなすかは立法府の政策に委ねられているのであって、戸籍条項、国籍条項の違憲性をもたらすものではないと判示した。

いかなる戦争犠牲者にいかなる補償をなすかは立法裁量に属するとの判決の論理に従ったとしても、立法裁量行使して制定された法律は当然に憲法の規制を受けるといわなければならない。立法裁量権行使して制定された援護法の国籍条項、戸籍条項は、当然に憲法14条に定める法の下の平等原則の審査を受ける。判決は戸籍条項、国籍条項の合理性を二国間取極による解決可能性に求めた。日韓請求権協定では、在日韓国人の「財産、権利及び利益」は日韓請求権協定の影響を受けないという形で外交決着をみたのであるから、仮に、援護法上の年金請求権が「財産、権利及び利益」に該当するとなれば、在日韓国人の援護法上の年金請求権に関しては、日韓請求権協定によっても何ら解決されなかつた以上、もはや二国間取極による解決可能性をもって国籍条項、戸籍条項を合理化することはできない。

東京地裁、大阪地裁判決は、国籍条項、戸籍条項の合理性がなくなったとしても、立法による解決がなされない以上、国籍条項、戸籍条項の違憲性を判断することはできないというに等しく、違憲立法審査権を放棄したとの批判を免れない。

## 7. 仲裁申入の必要性

韓国外務部長官は、1994年1月26日、原告らの質疑に対し、在日韓国人の援護法上の権利は日韓請求権協定2条2項(a)に規定する「財産、権利及び利益」に該当する旨回答した。この点に関する日韓両国の見解は完全に食い違っている。

日韓請求権協定第3条は、同協定の解釈および実施に関し日韓両国間に争

いのあるときは外交上の経路を通じて解決することとし（同条1項）、これによって解決することのできない場合には仲裁委員会を設置して解決する（同条2項乃至4項）と規定している。

仲裁委員会は日本と韓国そして第三国（中国）の委員で構成することになっているが、植民地住民を戦争に従事させながら戦死傷に対する補償は植民地が独立したとの理由でその責任を否認する国は日本しかない点（「負傷又は戦死した外国人に対する欧米各国の措置概要」、1982年6月3日、日本外務省アジア局中国課）、イブラヒム・ゲイエ外対フランス事件（通報番号No.196/19）に関し、規約人権委員会が1989年4月3日に採択した見解（通報者らはフランス人と同じ条件でフランス陸軍での軍務に服してきた。セネガルの独立後はフランス国籍ではなくセネガル国籍となったが…国籍の変更はそれ自体異別の取扱いを正当化する根拠とはなり得ない。なぜならば、年金支給の根拠は軍務を提供したことにあるのであり、セネガル人もフランス人も提供した軍務は同じであるからである…規約人権委員会は規約第26条〔法の下の平等〕違反であるとの見解を有する）、日韓請求権協定および同議事録の条文解釈、立法不作為に言及した前記東京地裁判決、違憲の疑いありとした大阪地裁判決等からすると、仲裁委員会の結論は、韓国政府の解釈を妥当とするものと予測される。原告らは一審判決後韓国政府に対し、日本政府に対する仲裁要請を求める請願書を提出しているが、韓国政府は未だ日本政府に対する仲裁要請をなしていない。

今回なした憲法訴願は、仲裁要請をなさない韓国政府の行為が韓国憲法に反するものであることを問うものである。

植民地支配下日本国侵略戦争に動員された韓国人軍人軍属の補償は、一次的には日本国が負わなければならぬが、日本の裁判所は援護法の戸籍条項、国籍条項の法の下の平等原則違反を宣言し、在日韓国人傷痍軍属に対する援護法を一日も早く適用しなければならない。

同時に、韓国政府は、日韓請求権協定により5億ドル（有償2億ドル、無償3億ドル）を得る代償として日本政府の責任を免責したとする口実を日本政府に与えた責任を痛感し、これ以上在日韓国人の戦後補償問題が日韓請求権協定によって解決したとの口実を日本政府に与えないよう、一日も早く日韓請求権協定3条による仲裁を日本政府に対し申入れなければならない。

## 韓日請求権協定と過去史補償要求

鄭 印 燐

### 1. 序

90年代に入り韓国では、韓日過去史整理問題が世論の大きな注目を受け、日本に対する責任追求の要求が満潮のように噴出したことがあった。1965年韓日国交正常化以来、表面的な両国間交流はとても活発な状態であるが、水面下の両国民の感情、特に韓国民の対日感情は何時も爆発するか分からぬ引火物質と同じ状態であった。つらい過去史の傷痕を忘れられない韓国民としては、植民地下の苦楚を想起させる事件が世論の前面に突出するたびに合理的統制が困難になるほどの反日感情が噴出したりした。特に、過去に日帝の戦争遂行のため強制動員され被害を受けた者に対し、日本が一切の援護補償を拒否しているという事実は韓国民の反日感情を大きく刺激してきた。はたして、彼らは誰のために戦争に動員され、誰のために犠牲にされた故に、日本が彼らに対する責任を拒否するのかという問である。

現在、日本国または日本企業を相手にした過去史補償要求の相当数は、単純な要求の次元を超えて日本法院での訴訟に発展している状態である。1) このような訴訟過程で例外なく提起される争点中の一つが1965年韓日請求権協定の適用範囲問題である。1965年韓国と日本はこの協定を通して当時まで存在していた両国及び両国民間の財産、権利、利益及び請求権に関し、“完全かつ最終的”に解決したものと合意した。この協定に関しては、交渉過程では恨みが多く、締結後には不十分な成果に対し国内的不満が噴き出したりもしたが、一旦韓日両国間で有効な条約として成立している。したがって、これを通じて解決された部分においては、韓国側が日本に対し少なくとも法的権利で再度要求するには限界がある。その間、過去史補償要求が提起されるたびに日本政府が掲げた拒否の根拠も1965年協定を通じて既に解決された問題であるという点であった。したがって、請求権協定の内容に対する満足とは別途、これを通じて“完全かつ最終的”に解決したものと合意された内容が何

であるかに対する検討は避けられない。本稿は特に本日の集まりの主な関心事である在日韓国人旧日本軍人軍属被害者の援護補償要求が請求権協定とどのような関係にあるかを検討する。

### 2. 請求権協定に関する韓日両国の基本立場

日本が日本により戦争に動員され、日本のために犠牲となった彼らに對し援護責任を拒否する理由と根拠は何か？

先ず、日本は援護関係法上その適用対象が内国人（日本人）に限定されているところ、在日韓国人は1952年4月対日平和条約の発効を契機に日本国籍を喪失したため、この適用を受けないと主張した。例えば、遺族援護法附則第2項は“戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない”と規定し、韓国出身犠牲者に対してはその適用が排除されている。2) 恩給法も第9条3項において日本国籍喪失を受給欠格事由と規定している。その他原爆被害者関連法と元来外国人に対する適用を目的とした台湾出身旧日本軍犠牲者遺族等に対する弔慰金支給法を除外した日本の各種援護関係法は例外なく国籍条項を設け、外国人に対する適用を拒否してきた。

但し、日本政府も1965年請求権協定の締結以前までは、在日韓国人に対する援護補償問題が完全に終結したものという立場にたっていなかった。すなわち、元来援護関係法の適用対象者であった在日韓国人が日本国籍に帰化をすると、援護関係法が適用された。すなわち、遺族援護法に対し、日本政府はこの法に“日本国籍を喪失したときは、権利が消滅されるという趣旨が規定されているが、この条項は個人の意思に関係なく国家間相互の条約等の一方的権力によって国籍を変更させられた場合には適用されるべきではなく、個人の意思に基づく帰化等の方法によって国籍を失った場合にのみ適用されるものと解する”とした。にもかかわらず、韓国や台湾出身者に遺族援護法が適用されない理由は、日本国籍を喪失したためではなく、日本戸籍法の適用を受けられないために附則2項によって適用が排除されたのであり“日本に帰化することによって、日本の戸籍法の適用を受けるにいたれば、遺族援護法の適用を受けることになる。”と解釈していた。3) 恩給法もまた、帰化矯胞には適用が認められた。すなわち、恩給需給者が日本国籍を喪失すれば、恩給を受ける権利も消滅し、たとえその者が再度日本国籍を取得しても一旦消滅した恩給受給権は回復されない

が、“平和条約の発効により本人の意思と関係なく日本国籍を喪失した韓国人等の場合には日韓特別合意の効力の発生日、すなわち、1965年12月18日以前に帰化し日本の国籍を取得すれば平和条約発効時に遡及して恩給を受けることができるよう特別な取扱いがなされている”としていた。<sup>4)</sup>

しかし、65年請求権協定以後は日本政府が在日韓国人の援護補償問題は法律的に終結が確定されたと解釈した。すなわち、請求権協定の請求権放棄条項に従い“韓国出身者等に関しては…1965年6月22日に署名されたいわゆる日韓協定の趣旨からは、同日以後韓国籍の者が日本に帰化し、戸籍法の適用を受けることになつても法（遺族援護法；筆者注）の適用を受けない<sup>5)</sup>”と解釈してきた。なぜならば、請求権協定以前には、在日韓国人の対日請求権が一種の潜在した権利として存在しているが、この権利は同協定の締結を通じて確定的に消滅し、したがって、その後帰化者には新たに請求権が認定される余地がないという論理であった。

確かに日本政府が主張するように韓日両国は、65年請求権協定第2条1項において“両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が…完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する”と合意した。但し、ここで注目しなければならない事項は、第2条2項a号で“一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがある者の財産、権利及び利益”は、協定の影響を受けないという例外規定の存在である。<sup>6)</sup> 在日韓国人がこの例外条項の該当者であることは言うまでもない。しかし、日本政府は、協定第2条2項a号に規定された例外対象者の“財産、権利及び利益”とは、実定法上の根拠がある権利のみを示すと主張し、<sup>7)</sup> ここでの実定法とは性格上日本国内法以外はあり得ないという立場である。結局、日本政府はこの条項の趣旨を協定締結當時日本国内法上認定された在日韓国人の権利があれば、それは消滅しないと解釈する。つまり、在日韓国人援護補償請求訴訟において、争点となっている遺族援護法の場合、この法がその適用対象を日本国民に限定しているので在日韓国人の援護補償請求権は協定でいう“法律上根拠に基づく実体的権利”に該当せず、したがって、この問題は65年請求権協定により完全かつ最終的に解決された部分という立場である。<sup>8)</sup> 特に、日本は協定第2条1項及び3項は両国及びその国民間の“財

産、権利及び利益”と“請求権”に関する問題が最終的に解決されたと確認した反面、第2条2項a号でこれに対する例外を規定するときには1947年8月15日以後相手国に居住する者の“財産、権利及び利益”のみを規定しているから“請求権”問題は第2条2項a号の例外対象に含まれないと主張している。

しかし、この点に対し韓国政府は、見解を異にしてきた。先ず、韓日会談妥結直後、韓国政府が作成した協定解説書から“終戦以前の全ての両国及び両国民の財産及び請求権は本協定により喪失するもの”とか“在日韓国人の財産及び請求権は影響を受けない”と説明した。<sup>9)</sup> 以後対日民間請求権補償のための韓国の国内法制定時にも1947年8月15日以後日本国居住者の対日請求権は補償対象から除外し、<sup>10)</sup> 在日韓国人に対する援護補償問題は日本国内法により救済されなければならないという立場を表明した。<sup>11)</sup>

このような韓国政府の見解は、1971年10月11日東京で開催された“在日韓国人の法的地位及び待遇に関する韓日間第4次実務者会議”で日本政府に直接通報されたことがあった。当時、会議で旧日本国軍人であった在日韓国人は請求権協定第2条2項a号の例外に該当するので、韓日国交正常化の時点から彼らに対する遺族援護法の適用を整理することは不当であるとの抗議を韓国政府が提起した。<sup>12)</sup> これに対し日本政府は、関係条項を検討し、追って答弁すると言ったが、その後の措置については知られていない。

その後日本政府の実務では、在日韓国人に対する援護行政が継続して拒否されているにもかかわらず、韓国政府は、これに対しいかなる抗議措置等も為したことはない。<sup>13)</sup>

石成基、陳石一訴訟を契機に関連当事者らが自身の対日援護補償請求権が65年請求権協定により解決された部分に属しているのかを韓国政府に質疑した請願に対し、韓国外務部は実に久しぶりに2度にわたりそうでないという立場を表明した。<sup>14)</sup>

つまり、在日韓国人の援護補償請求権と関連した請求権協定第2条2項a号に対し韓日両国政府は正反対の解釈をしている。

### 3. 日本政府の解釈の問題点

請求権協定第2条に対し、韓日両国のうちどちらが正しい解釈をしているのか？筆者は協定文案の成立経緯と協定の合理的な解釈を通してみ

たとき、韓国政府の立場が妥当であると判断する。その理由は次の通りである。

先ず、協定文案の成立過程を検討する。請求権協定の行き詰った条文化過程において、この協定を通じ解決対象から除外される項目を構成する第2条2項a号の文言から韓国側が提示した草案は“一方の締約国の国民で1945年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがある者の財産、権利及び利益と両国及び両国民間の請求権”であった。<sup>15)</sup> 反面日本側は“一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがある者の財産、権利及び利益”を草案として提議した。<sup>16)</sup> すなわち、両国間には、対象者の居住時点を1945年とするか1947年とするかの点と同時に例外対象の表現を“財産、権利及び利益”とだけ規定するか、“請求権”という用語を追加するかに関して異見が開陳されたわけだが、結果的に両者すべて日本側の主張が受託された。その理由は次の通りである。

当初、交渉に臨む韓国側の基本方針は、在日韓国人の財産と請求権は協定の影響を受けないようにすることであったが、そのような趣旨の下で提示された文書が上記に言及された草案であった。この時、韓国側は“請求権”という用語を法的根拠の下で日本に対し要求できる権利を総称する意味として使用した。その具体的な内容が徴兵徴用被害者補償を含めた8種の対日請求要項であった。

反面、日本側は、“請求権”とは個人の債権等でない外交法的な政府請求権と理解すると主張した。したがって、いかなる範囲の個人的権利が請求権協定の影響を受けずに存続するのかを規定しようとする第2条2項a号にはクレームを提起することができる地位をさすにすぎない“請求権”という用語の挿入は必要がないと説明した。<sup>17)</sup>

このような日本側見解が前提とされるならば、韓国側としては“請求権”という用語の挿入を強いて固執する必要がないと判断した。実体的権利さえ認定されれば、その権利の実現のための形式的資格としての請求権は、権利の一つの属性として当然に認定されるからである。そこで、韓国側は日本側の提案を受託する代わりに実体的権利としての個人の請求権が“財産、権利及び利益”に含まれることを明確にする文書を作成することにした。こうして作成されたものが“財産、権利及び利益とは法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された”という合意議事録2の(a)であった。<sup>18)</sup>

このような意味から請求権協定の中の“請求権”という用語は、韓日会談の契機となったサンフランシスコ平和条約第4条a項上の請求権概念（債権等の実体的権利を包含したもの）とは異なるものとして使用された。<sup>19)</sup>

従って、条文化過程において、両国間に交換された見解を前提とするならば、第2条2項a号に請求権という単語が抜けていることが在日韓国人の実体的権利の存続範囲に何ら影響を及ぼすことはないと見なければならない。まさにこのような理解を背景に韓日会談妥結直後、韓国政府が作成した協定解説書は、請求権協定にもかかわらず、“在日韓国人の財産及び請求権は影響を受けない”と説明したのであった。<sup>20)</sup>

一方、協定成立後、日本が援護補償に関する在日韓国人の権利問題が既に解決されていると主張するのは、合意議事録2の(a)が規定している“法律上の根拠”を日本の実定法上の根拠として解釈しているからである。すなわち、日本国内の実定法上の根拠規定がない在日韓国人の援護補償請求権は、いわゆる協定第2条2項a号の“財産、権利及び利益”に該当しないとしている。しかし、このような解釈は次のような理由からも受け入れ難い。

第1、このような日本政府の主張は、請求権協定第2条2項a号の設置趣旨自体に矛盾する解釈である。本来この条項は他方の締約国の管轄下にある一方の締約国国民の財産、権利及び利益に対し、該当する管轄国が国内法だけで一方的措置をとることができないようにするために挿入された一種の安全装置であった。何故ならば、請求権協定第2条3項は“一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置…は、いかなる主張もすることができないものとする”と規定している。このときの措置とは“両国及びその国民の財産、権利及び利益とその民間の請求権に関する問題を解決するためになされた過去の措置のみを示すのではなく、協定妥結以後、相手国がなす将来の措置も含まるものであった。したがって、仮に第2条2項a号の例外規定がなかったら、日本は請求権協定後、在日韓国人らが戦前から日本において保有していた全ての財産、権利、利益に対し、国内法のみを通して一方的措置を取ることもできるという解釈が可能になる。このような結果は両国いずれも願っていたものではなかったので、第2条2項a号という安全条項が挿入されたのであった。したがって、第2条2項の存在意義は一方の当事国が国内法のみで相手方国民の権利に対し一方的な措置を取ることができない

いよう、限界を設定しようというものであった。にもかかわらず、自国の国内法のみを基準にこの条項に従った権利存続の範囲を決定するという日本側の主張は、この条項の存在意義自体と矛盾する解釈であるという批判を免れない。

第2、日本側の主張は協定文言と合致する解釈とは言い難い。請求権協定第2条2項a号は、この協定にもかかわらず、一定の対象者の権利は影響を受けないという点を国家間合意の形式で保障した条項である。したがって、特別に国内法に限定されるという表現が明記されていない限り、ここでの“法律”が一方の当事国の国内法のみをさすものと解釈することはできない。<sup>22)</sup> 上記で指摘したとおり、“法律”を国内法のみに限定しようという態度はかえってこの条項の設置趣旨とも矛盾する。国際条約で“法律上根拠”というときの法律は、国際法を包含する概念から解釈されなくてはならず、特に、請求権協定の性格上、植民地支配関係の清算と関連する国際法的原則が当然にこの“法律”の中に含まれなくてはならない。

交渉過程において、韓国側が要求した請求権の法的根拠もやはり日本の実定法に限定されなかつたことはもちろん、日本政府もやはりそのような論理に立脚した責任を一部認めたこと也有つた。例えば、光復後、韓国では日本銀行券の通用を禁止し、これを朝鮮銀行に集中保管して相当額を消却させたことがあつた。交渉過程で韓国が日本銀行券の金額に対する補償を要求すると、日本側は戦前から流通過程にあつた日本銀行券で日本銀行員の立会の下、消却分及び現在提示分に対しては、弁済に応ずると回答したことがあつた。<sup>23)</sup> 日本のこのような弁済義務受諾は、自国実定法上の根拠による責任認定ではもちろんなかつた。<sup>24)</sup> これは、植民地からの独立過程での法的関係清算に関する国際法原則にそつた責任認定であった。したがって、財産、権利、利益が“法律上の根拠に基づき財産的価値が認められるすべての種類の実体的権利”を示すとしたときの法律を日本国内実定法のみで把握しようとする立場は、請求権交渉過程で見せた日本政府の態度とは矛盾するものである。

一方、請求権協定第2条3項は、財産、権利、利益と請求権に対し、いかなる主張もできないものと規定しているのに反し、第2条2項a号は、請求権を除外した財産、権利、利益のみを例外対象と規定していることに着眼し、在日韓国人の対日請求権は、既に解決したという主張をするならば、日本政府は別の論理的矛盾に逢着することになる。この間日本政府は、請求権協定とは、これに規定された権利に対し、韓日両国

政府がいわゆる外交的保護権行使の相互放棄を合意したもので、これを通じて個人の請求権が直接消滅するのではないという立場を取っている。すなわち、日本国内に日本国及びその国民に対する大韓民国とその国民の権利は請求権協定を契機に制定された国内特別法<sup>25)</sup>により消滅されたと主張してきた。ところで、この特別法は日本側に対する韓国側の“財産、権利、利益”が消滅すると規定しているのみで、請求権が別途の消滅対象に規定されているのではない。そうだとするならば、旧日本軍人軍属被害者の援護補償に対する権利が既に終結されたものと主張しようとする場合、日本政府はその権利が“財産、権利、利益”に該当するものとしなくてはならない。しかし、援護補償に対する権利が“財産、権利、利益”に該当するならば、在日韓国人の“財産、権利、利益”は、協定第2条2項a号の例外として規定されているから、結果的に請求権協定を通じた解決対象に含まれるという主張をすることはできなくなる。<sup>26)</sup>

以上、請求権協定文書の交渉過程において表示された両国の意図の分析や協定文言の合理的解釈を通してみたとき、請求権協定は在日韓国人の援護補償請求権を解決した条約だとは理解できない。

#### 4. 結

日本が第2次大戦犠牲者に対する援護補償を拒否してきた背景には、1952年対日平和条約を契機に日本国籍を離脱した外国人に対しては、日本政府が責任を負わないという論理がパターンを形成している。このような日本政府の態度は日帝軍国主義に対する問責と第2次大戦の終結処理というサンフランシスコ条約の意義を歪曲させる解釈に他ならない。日本が国籍変更の根拠条項としているサンフランシスコ条約第2条領土条項の根本趣旨は、日帝の責任を追及するため、過去侵略的行為の結果を原状回復させようというものだ。連合国は、侵略行為の結果を原状回復させるため、旧併合地を独立または返還するようにした。しかし、これを根拠とした画一的国籍変更がかえって侵略行為の原状回復を妨害することになるならば、これはかえって条項の本来の趣旨を没却させる結果となる。軍人軍属として動員され死亡、負傷した場合、身体的原状回復は不可能であるから、その代わり国家補償的次元で運営されることが援護補償制度である。サンフランシスコ条約第2条を援護補償に関する在日韓国人の権利剥奪の根拠に使用することは、動員責任者である日本

の責任を確認する条項を逆に責任回避の根拠として悪用する結果となるだけである。

特に、在日韓国人の援護補償請求権は第2次大戦という過去の事件に日本人資格として動員され、負った被害による権利であるから、動員者と被動員者間の権利義務関係は1945年以前に既に成立されたものであった。反面、在日韓国人の日本国籍喪失は、植民地独立過程で発生した非自発的一律的国籍変更であり、領土主権変更による国籍変更時に慣行的に認定された国籍選択権さえも付与されなかつた。したがつて、日本遣族援護法の日本国籍喪失による権利消滅規定は、日本援護当局が1962年に明示したとおり“個人の意思に關係なく国家間相互の条約等の一方的権力によって国籍を変更させられた場合には適用されるべきではなく、個人の意思に基づく帰化等の方法によって国籍を失つた場合のみ適用されるものと解する”という立場が妥当である。<sup>27)</sup> 最小限同一の論理に一貫さえしていれば、国籍喪失条項を根拠に在日韓国人に対し適用が拒否された恩給法等その他の援護立法は在日韓国人にも適用されなくてはならなかつた。

在日韓国人の援護補償請求訴訟が続くやこのような論理的矛盾点をこれ以上合理的に説明できないと認識した日本援護当局は、30年以上維持してきた1962年援護第318号通知の解釈立場を1993年に翻した。すなわち、1952年サンフランシスコ条約発効による在日韓国人の一律的国籍条項変更も遺族援護法第31条に規定された受給資格要件としての国籍喪失に該当するものと主張した。28)自らの論理的矛盾から抜け出すための窮余の策であったと考えられるが、正当な解釈態度ではないと評価できる。

第2次大戦での韓人死亡・負傷者は誰が何といおうとも日帝により強制動員され、日帝の戦場で犠牲となった。彼らの犠牲に対する責任者は日本以外の誰でもない。しかし、請求権協定以後、日本の過去史に対する補償問題が提起されるたびに法的には既に終結された問題で、在日韓国人の援護補償請求権も例外ではないという立場を取ってきた。しかし、65年請求権協定第2条の解釈上援護補償に対する在日韓国人の権利は請求権協定を通じた解決対象に含まれた項目ではないと見なくてはならない。この点は協定の一方当事者である韓国政府の見解でもある。韓日両国政府は請求権協定第3条上の紛争解決手続の利用を含め、このような解釈上の異見を解決するため努力を速やかに傾けなければならぬ。

(1998. 6. 17) おもこち井伊織田の源氏物語の人間界日記

裁判で、一部とはいえ、原吉剛が駁訴したのは初めてである。しかし、被告である日本国は、この裁判を不服として抗議した。私が在日韓国人の日本本社に対する訴えを、同じく取り上げたのは、一九六二年の夏のことである。これが在日韓国人

言いたい放談

大島 清

つたのが「い」とある  
った。特別な措置を受ける  
た朝国人が相撲を争ひら  
れないのは、明らかに正  
義に反するではないか。  
もしも、そのいと見上れ  
ぬ程すべき特權がないな  
ら、法律をつくればよど  
ではないか。それこそそ  
が、日本國のなすべき事  
じではないか。

いはうきひ書いてねがた  
戰後補償を当然要求するべき人たるが今日まで放國され続けたことに關しては、日本國に責任があるだけでも、實は日韓條約以来の歷代の韓國政府にも日本に過誤しておいた責任があるのである。  
日本と因縁深かつものゝ金大汗新大統領は、このようにいづれも參入するのか。(監視監修)

## 当事者のプロフィール

ソクソンギ

石成基さん 1921年生まれ。77才。神奈川県在住。  
1944年、ウラッゼ島で米軍戦闘機の銃撃にあい、右腕15センチを残して切断。84年脳血栓で倒れて、現在、横浜の病院で療養中。  
92年東京地裁提訴。94年7月15日敗訴。東京高裁に控訴。



チン ソギル

故 陳石一さん 1919年生まれ。94年5月14日死去。  
1945年、パリックバパン沖を航行中、米軍機の攻撃をうけ、左足3分の1を残して切断。石さんと共に東京地裁に提訴したが、判決を目前にして死去。享年76才。94年7月15日敗訴。遺族が控訴。



チョンサングン

故 鄭善根さん 1921年生まれ。96年2月29日死去。  
1943年、ウラッゼ島で米軍の爆撃をうけ、右腕切断、左親指の機能障害、両耳の鼓膜がやぶれ、混合性難聴となる。享年74才。  
91年大阪地裁提訴。95年10月11日敗訴。大阪高裁に控訴。



カン ブジュン

姜富中さん 1920年生まれ。78才。滋賀県在住。  
1945年、ブカ島より弾薬を輸送中、米軍の銃撃をうけ、右手親指を残し、他の指を切断。右目はほぼ失明の状況。  
93年大津地裁提訴。97年11月17日敗訴。大阪高裁に控訴。



チョウヨンス

走宜金庸手さん 1928年生まれ。70才。東京都在住。  
徵用され、日本に連行された。1944年、東京製鉄海軍管理工場で訓練期間中、ギヤにはさまれ右腕の機能が完全に廃される。  
95年障害年金の再申請をする。97年1月却下。



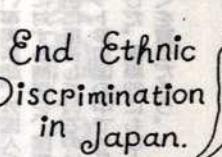
◆今、あなたにできること。運動へのご協力をお願いいたします。

- ◇裁判を傍聴してください。
- ◇職場や学校などで、学習会やビデオ上映会をひらいてください。
- ◇会員になってください。また、カンパも隨時お受けいたします。

下記の口座番号に「会員希望」と書いて、年会費4000円振り込んでいただければ、  
1年間ニュースをお送りいたします。

## 在日の戦後補償を求める会

TEL: 010-0833 川崎市川崎区桜本1-8-22 青丘社内  
郵便振替: 00230-9-57084  
ホームページアドレス <http://www.twics.com/~hobbs/>



1998年7月発行 第4版

京都新聞97.11.17

## 戦争が終わって半世紀

どうしてこんな差別を  
ほうっておくの？

大島渚監督「忘れられた皇軍」より（日本テレビ1963年制作）

戦争で傷ついたり亡くなったりした、日本人の元軍人・軍属やその遺族には多額の恩給や障害年金が支払われています。

同じように戦争に駆り出され、生命や手足を奪われた在日韓国・朝鮮人、台湾人には、一切の補償がありません。

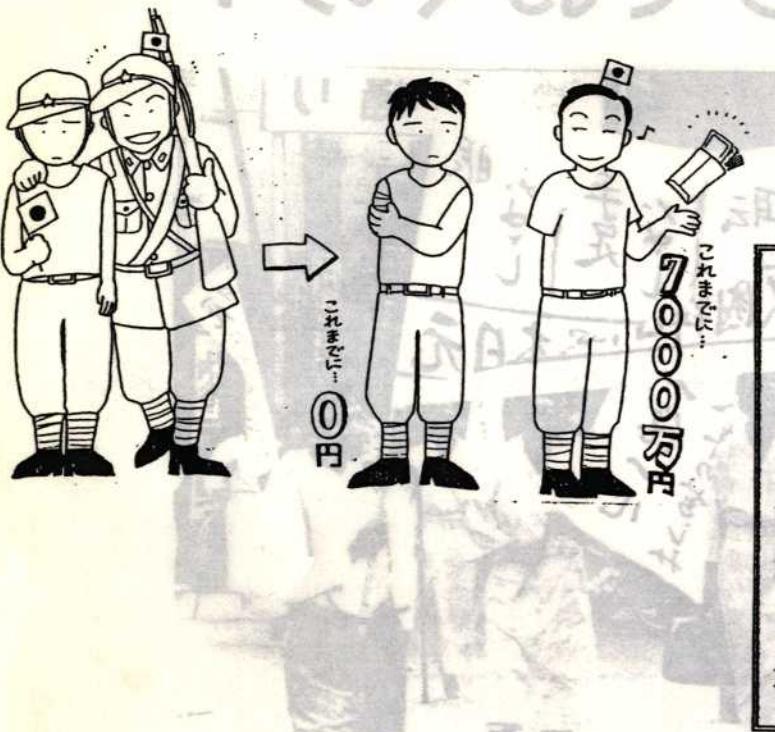
大阪地裁判決で、「違憲の疑いがある」と指摘されたにもかかわらず、日本政府は、いまだ何も解決策を見いだしていません。

## 戦傷病者戦没者遺族等援護法の

国籍・戸籍条項の撤廃を！

- 1、「天皇の赤子」とされ日本人と同じように戦場に駆り出された、旧植民地出身者元軍人：軍属には、戦後一貫して何の補償もありません。

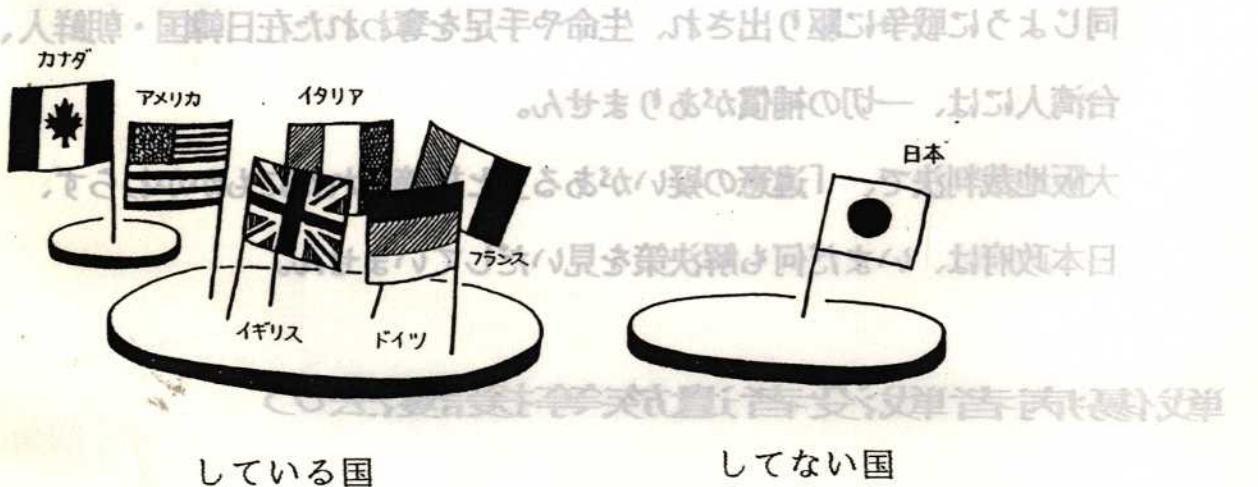
石成基（ソク・ソンギ）さんと同じ戦傷を負った日本人には、これまでに戦傷病者戦没者遺族等援護法により、約7000万円の補償がなされています。



現在、裁判中の当事者を含めて、これまでに 24人の朝鮮半島出身者が、援護法の適用を却下されたことが明らかになっています。障害年金請求者 7人、遺族年金または弔慰金請求者 17人です。これは、97年6月 19日、東京高裁での厚生省の意見陳述書によるものです。

(本日) 1943年8月17日 (大日本帝国海軍記念) 大島嶼監督

- 2、「国籍」を理由に補償を行なっていないのは、サミット参加国の中では日本だけです。他の国では、外国籍元兵士にも補償を行なっています。



3、こうした日本の現状は、国連の規約人権委員会で問題になりました。

由・報紙等各種報道の通  
用外となつてゐるほどの國  
・個人の元日本市民人  
事務に対する抗議活動で、  
國民的な人権擁護團体が十  
一日また、「シニティ」で  
頭会中の國籍人権委員会  
で、抗議運動の發起団体内  
法の施行を求めて意見表明  
した。この問題が個人復讐  
八年絶続の非政府組織（N  
初めて、西原義久は、例で被説教的に行なうと  
政府の行為を指摘してお  
り、日本に報復懲罰を求め  
る國籍性論議がさざに盛り  
そうだ。  
高橋洋次たのは「反差  
別國際運動」（I.M.A.D）  
で、本部（東京）・一九八  
五年の日韓請求水銀汚染の  
問題が吾日本の初期水銀汚染の  
問題を起した西日本新聞・朝  
鮮人は、被説教十五歳のう  
ち、彼はく聞間類の二度老  
け入れば、被説教られず  
にいる。

## 国連人権委で初議題

在日韓國・朝鮮人元軍人ら補償問題

60

東京新聞 95.2.12

4、地方自治体から国への要望が出されました。

全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会で神奈川県が提案。

## 28 戦傷病者戦没者遺族等援護法における国籍条項の撤廃について

現在、戦傷病者戦没者遺族等援護法においては、要件として国籍条項が設けられているため日本国籍を持たない人は援護法の適用は受けられない。

については、外国籍を持つ旧軍人・軍属の戦傷病者戦没者遺族等援護法における国籍条項を撤廃されたい。



大阪地裁判決では

9、京都在住の宋栄根（ソン・ヨンダン）さん。

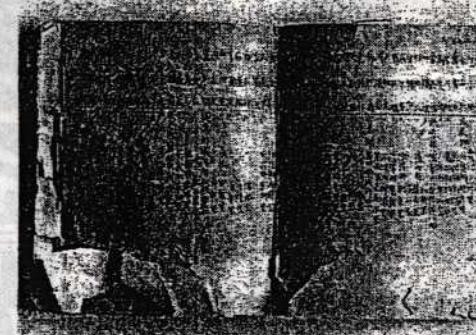
## 朝鮮人軍人・軍属

# 3000人分の名簿保管

北区・宋さん

## 帰国前に自主作成

### 捕虜収容先のハワイで



前略

お手紙拝見いたしました。戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」と略します。）の事務を担当する当課から回答いたします。

ご照会の趣旨は、先の大戦においてあなた様が障害を受けたことに對し、遺族援護法に基づく年金等を受給することができるかということと推察いたします。

しかしながら、遺族援護法は、日本国籍を有する者を対象としており、韓国籍の方々につきましては、遺族援護法に基づく年金等を受給することができませんので、ご了承いただきたいと思います。

草々

平成5年3月24日

厚生省社会・援護局援護課

京都新聞93.6.5

高山英根 様

個人補償は行わず

先月末、戦後五十年を前に「村山總理談話」が発表され、その内容は、従軍慰安婦に対する特権的扱いを撤回するなど、女性者援護費が計上されるなどとの関係の歴史を直視し、これら諸国との相互理解を増進するために、「歴史研究支援事業」及び「交流事業」のために、今後十年間に一千億円（細川内閣時代の戦没者慰効金）が計上された。また、来年度は、同じく四度個人補償は行わないようだ。

## 戦後補償の内外格差を問う



田中 宏



田中 宏

ついで、立派な「立派な」裁判官たるが、いかに大きいかがわかる。「立法不作為の状況」にあると指摘するのみだった。

原告の石さんと同じ戦傷（第三項症）の日本人に、日本外務省の調査による結果、日本人強制収容についてもつてない。

東京新聞94.9.27

## 10、東京地裁判決では

棄却の判決に抗議のシュプレヒコールを行う  
支援者たち=東京地裁前で15日午後1時40分



戦後補償判決

## 救済の道 法の谷間に

行政に解決ゆだねる

在日韓国人が障害年金給付を求めた訴訟の東京地裁

判決は「元日本人」に背を向けて、立法・行政に補償の一た。しかし行政はこれまで

解決をゆだねる姿勢を示し

た。しかし行政はこれまで

行政に解決ゆだねる

こと

1 2、大津地裁判決では

面敗訴に傍聴席は黙然となり、判決後も、姜富中さんや支援者が法廷内で怒りの言葉を投げつけた。

姜さんは支援者約五十人と入廷。午前十時、鏑木重明裁判長が「原告の請求を棄却する」と判決文を読み上げると、傍聴席から立ち上がった支援者が「たった一分ですまさる問題か」と怒りをぶつけた。姜さんや妻(せ)の支援者は法廷で「裁判長出てこい」「雨の中呼びつけた、たったこれだけか」など叫びながら号泣し、「不服があれば控訴を」と説得する裁判所職員とのやりとりが続いた。

「弁護士、支援者に申し訳ない」。会見で姜さんは

首相の責任でもある」と、政府の責任を鋭く追及した。姜さんは「裁判長の責任だけでなく、橋本電太郎

在の韓国で農家の二男として出生。十四歳のころ、先に日本に渡っていた兄を頼って日本へ。創氏改名で「鳳山哲雄」と名乗った。

四五五年、ソロモン諸島で飛行場建設に従事した際、機銃掃射を受けて重傷を負い、野戰病院で終戦を迎えた。捕虜生活を経て、日本で土木作業を営み生計を立

**滋賀の在日韓国人  
障害年金申請却下**

## 不当判決と傍聴席騒然

## 立法裁量に委ねる

### 1 3、恩給法の国籍条項問題の京都地裁判決

# 京都新聞

も、国会などで何の救済の動きもない。国連の規約人権委員会は、九年三年、原告のように国籍を理由に年金や恩給が受けられない状態を「差別」と位置づけ、消極的な日本の姿勢に疑問を投げかけた。

---

国際的にひんしゅく

田中宏・一橋大教授（日）

日本の戦後補償は半世紀が過ぎた今も、終わつたとは言えない。

（社会部 大西祐實）

ほぼ同様の年金を支給している。

本社会論）の話 ひどい判決だ。判決は社会保障は既属する国家の責任である。などが現在の国際間で容認されているというか、とんでもない事実認定。外国人兵士らに対する補償を、国連サミット参加国の中でも日本だけだ。国際的にもひどい貢献といつていい。

10

인권 자료실		
등록일	분류기호	자료번호

# 戦後補償憲法訴訟の意味

弁護士 張 完 翼

## 1.初めに

大韓民国と日本国との間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定(以下日韓戦後補償協定とする)が1965年に締結されて以来、被害者らは政府に対して請求権資金の支給を求めたが、法律の制定が遅れて直ちに支給されず、法律が制定された後にもその法律の不備により補償を受けられない被害者ができるようになった。このような被害者たちは司法的な解決を試みたが、満足するほどの結果を得られていない。

現在まで対日民間請求権と関連して進行した裁判を調べ、在日韓国人の場合、憲法訴訟を通じた解決方法を考えることにする。

## 2.補償関連法律

日韓戦後補償協定に基づき、対日民間請求権に対する補償関係を規律するために制定された法律は、請求権資金の運用及び管理に関する法律(1966.2.19.法律第1741号、1982.12.31.法律第3613号に廃止、以下請求権資金法とする)、対日民間請求権申告に関する法律(1971.1.19.法律第2287号、1982.12.31.法律第3614号に廃止、以下請求権申告法とする)、対日民間請求権補償に関する法律(1974.12.21.法律第2685号、1982.12.31.法律第3615号に廃止;以下、請求権補償法とする)等、三法がある。

## イ。請求権資金法

この法律は日韓戦後補償協定によって受入する資金を効率的に運用・管理、あるいは導入に必要な事項を規定することを目的として制定されたが(第1条)、同法第5条第1項は「大韓民国国民が持っている1945年8月15日以前の日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償すべきだ。」と規定し、同じ第5条第2項は「前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度等の決定に必要な事項は別途に法律として定める。」と規定している。

## ロ。請求権申告法

この法は、請求権資金法第5条第1項に規定された対日民間請求権の正確な証拠と資料を蒐集する上で必要な事項を規定することを目的として制定されたが(第1条)、同法第2条第1項は、申告対象の範囲を「1947年8月15日から1965年6月22日まで日本国に居住した事のある者を除外した大韓民国国民(法人を含む)が1945年8月15日以前(第1号・第5号及び第7号に該当する場合には、この限りではない)に日本国及び日本国民(法人を含む)に対して持っていた請求権等で、次の各号に記載するもの」と規定している。

請求権資金法第5条第1項は「大韓民国国民が持っている1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権」のみを補償の対象に定めたが、その後に制定された請求権申告法第2条はその範囲を越えて一定の場合(同条第1項第1・5・7号の場合)には1945年8月15日以後に取得された請求権までも申告対象の範囲に含めており、請求権補償法は請求権申告法が定めた申告対象請求権の内、申告管理委員会で申告を受理されたものに限って、補償するようにしております、結局対日民間請求権のうちどれが補償され、どれが補償されないのかは、もっぱら請求権申告法の規定、

特に同法第2条第1項の規定内容にかかっている。

まず、請求権申告法第2条第1項は「1947年8月15日から1965年6月22日まで日本に居住した事のある者」の請求権を申告対象から排除している。これは、日韓戦後補償協定第2条第2項(a)号を念頭に置いた規定である。この(a)号は、日韓戦後補償協定の妥結から除外された事項であるため、これに該当する請求権に関しては韓国政府が補償する必要がないのは当然であり、従って申告対象から排除しているのである。しかし現在日本政府は上記の(a)号を根拠に在日韓国人の補償請求権は日韓戦後補償協定によって完全に消滅したという立場を取っている。

また、請求権申告法第2条第1項は、請求権資金法第5条の規定に合わせて原則として「1945年8月15日以前に」日本国及び日本国民(法人を含む)に対して持っていた請求権を申告対象としている。同項の第2・3・4・6・8・9号に記載されている請求権は、すべて上記の日付以前のものだけを申告対象とする。

しかし同項第1・5・7号に記載された請求権に関しては、例外的にその取得時期が1945年8月15日の前、後を問わず申告の対象としている。この第1・5・7号は、日韓戦後補償協定第2条第2項(b)号に対応する規定である。即ち、(b)号は1945年8月15日以後に「通常の接触の過程」に置いて取得された請求権を一括して妥結の対象から除外した規定である。日韓戦後補償協定に対する合意議事録第2条(d)号によると「終戦後に発生した特殊な状態の下での接触」は、上記の(b)号に定められた「通常の接触」に含まれていないと規定されているため、このようなものに対しては補償をすべきだが、上記の第1・5・7の各号はこのような1945年8月15日以後に「非通常の接触」の過程に置いて取得された請求権に対する補償を実現するために作られた規定なのである。

このように、請求権申告法第2条第1項は、日韓戦後補償協定によって一括して妥結された対日民間請求権の補償に関して協定の分類(つまり、1945年8月15日以前に取得したものと、その後に取得したもの)に対応して各事例別に立法的な規律を

したのである。

#### ハ。請求権補償法

上記の法は、請求権資金法第5条第2項の規定によって大韓民国国民が持つている日本国に対する民間請求権の補償に関して必要な事項を規定することを目的として制定されたが(第1条)、同法第2条第1項は、「請求権申告法第6条の規定によつて、対日民間請求権申告管理委員会で証拠及び資料の適否を審査し、当該の請求権申告の受理が決定された者」を補償の対象としており、請求権補償金は1975年7月1日から1977年6月30日まで、2年間支給すると規定した。(同法第10条第3号、附則第2項)。

### 3. 関連裁判

イ。請求権申告法と請求権補償法が制定されていない状態での請求

請求権資金法第5条第2項の規定にもかかわらず、当時政府は、相当の期間にわたって民間請求権の補償に関する基準・種類・限度等の決定に必要な事項を別途に法律として定めていなかった。

そのため、被害者らが補償請求権を支給するよう裁判を請求すると、最高裁判所は「法律が制定されていない現在では、対日民間請求権に関する補償請求権はその具体的な内容と限界が法定されていないため、まだこれを行使できる法律上の方法がない。(最高裁1970.11.30.宣告70ダ1376、最高裁1970.12.22.宣告70ダ1403)」とし、「対日民間請求権に関する補償請求権は憲法が正当な補償を支給すべきことで、規定した公共の必要による財産権の収用、使用、あるいは制限によって発生し

た補償請求権ではない。」とし、法律が制定されなければ補償請求権を行使できないとした。

当時は、憲法裁判所法が制定されていなかったため、上記のような事由で‘立法不作為違憲確認請求’をできなかつたはずだが、国家を相手に立法不作為を理由とした損害賠償請求はできたのではないかと思われる。

いずれにせよ裁判では敗訴したが、被害者等の正当な要求を反映して、政府は請求権申告法を1971年1月19日、請求権補償法を1974年12月21日制定することになった。

ロ。上記の法律の適用対象から除外された被害者たちの請求

#### (1)類型

上記の法律が制定され、被害者の一部は若干の補償を受けるようになった。しかし、上記の法律の不備によって補償を受けられない被害者も多かった。

##### (a)請求権申告法第2条第1項第1・5・7号に未該当

ショウヨンハグさんは、1942年頃満洲國ヨルハ省スンドグにある日本国所有の株式会社満洲鉱山スンドグ出張所職員として入社し、3年間勤務し、終戦直前に出張所長の避難命令を受け上記の出張所を出発して、1945年8月21日満洲アンドン(現在ダンドン)に到着した後、終戦の事実すら知らないまま、同日、上記のアンドンにあった日本国所有の満洲中央銀行で3年間血と汗を流して集めた日本国貨幣、合計17,900円を故郷に送金し、その証拠として1945年8月21日付けの同銀行発行の‘通商為替証書’を受け取ったが、この場合は1945年8月15日以後、非通常の接触の過程で取得された請求権の一つと見られるにもかかわらず、請求権申告法第2条第1項第1・5・7号に記

載された所定の申告対象請求権には含まれていないため補償を受けられなかった。

また、キム・ヒョンジュンさんは終戦以前に中国に渡り、立昇 省한구시に居住しながら色々な事業を起こし多くの財を成したが、1945年8月下旬になってからようやく終戦の消息を聞き、同年9月2日から9月6日まで、3回にわたって自分の財産を日本国策銀行の株式会社台灣銀行に送金したが、同じ理由で補償を受けられなかつた。

#### (b)請求権申告法第2条第1項第9号に未該当

キムソヌスさんは、1943.3.20.日本軍に強制徴集され、陸軍歩兵第144聯隊所属の上等兵として服務していた途中1944.12.12.ミャンマ南部地域の戦闘で負傷し、ミャンマライガー所在第121兵站病院に入院中、再び聯合軍飛行機の爆撃で1945.3.4.右腕を切断し、一銭の補償も受けられないまま、8.15終戦と同時に帰国した。が、被徴用負傷者の請求権は被徴用死亡者の請求権と同様、1945年8月15日以前の請求権として日韓戦後補償協定によって一括妥結された対日民間請求権の一つであることが明らかであるにもかかわらず、請求権申告法第2条第1項は被徴用死亡者の請求権に対しては、その第9号で申告対象として明白に規定しながらも、被徴用負傷者の請求権に対しては申告対象の範囲に含めていないため補償をうけられなかつた。

#### ハ。判決の内容

##### (1)多数意見

上記の事由で3人の請求人は、憲法裁判所に立法不作為違憲確認請求をしたが、憲法裁判所は「広い意味の立法不作為には、①立法者が憲法上立法義務のあ

る、どのような事項に関して一切立法をしないことで‘立法行為の陥欠(Lucke)のある場合’(つまり、立法権の不行使)と②立法者がどのような事項に関して立法はしたが、その立法の内容・範囲・手続等が当該の事項を不完全、不充分、あるいは不公正に規律することで‘立法行為に欠陥(Fehler)がある場合’(つまり、欠陥がある立法権の行使)があるが、一般に前者を真正立法不作為、後者を不真正立法不作為と呼ぶ。しかし、韓国の裁判所の判例によれば、いわゆる‘真正立法不作為’、つまり本来の意味からの立法不作為を対象として憲法訴願を提起しようとすれば憲法で基本権保障のために法令に明示的な立法委任をしたにもかかわらず立法者が相当の其間内にこれを履行しなかったり、あるいは憲法の解釈上、特定人に具体的な基本権ができ、これを保障するための国家の行為義務ないし保護義務が発生したことが明白であるにもかかわらず、立法者が何ら立法措置を取られないでいる場合でなければならず、‘不真正立法不作為’を対象に、つまり立法の内容・範囲・手続等の欠陥を理由として憲法訴願を提起しようとすれば、この場合は欠陥のある当該の立法規定自体を対象として、それが平等の原則に違背する等、憲法違反を掲げて積極的な憲法訴願を提起しなければならず、この場合は憲法裁判所法所定の提訴期間(請求期間)を遵守すべきである(憲法裁判所1989.7.28.宣告89憲マ1決定、1993.3.11.宣告89憲マ79決定、1993.9.27.宣告、89憲マ248決定等参照)。だが、上記の事件の場合は、立法者が日韓戦後補償協定によって一括妥結された請求権に対する補償関係立法をしながら補償立法を不完全、不充分にすることで立法の欠陥が生じた事実は認められるが、立法者がその請求権に関連して全く何の立法をしていなかったためだとはみられず、審判対象の立法不作為は憲法訴願の対象になり得る真の意味での立法不作為ではなく、いわば‘不真正立法不作為’であることが明らかだ。よって、請求人たちは‘憲法裁判所法第69条第1項が定めた請求期間内に’請求権申告法等補償関係法律の関係規定と各のその廃止法律を対象にしてそれが憲法違反であるという積極的な憲法訴願を提起しなければならず、一方、請求人たちが主張する上記の補償関係法律による基本権侵害は憲法裁判所が発足する前のことであるため、このような場合、その請求

期間は憲法裁判所が構成された1988.9.19.から180日以内に憲法訴願審判を請求しなければならず、請求人のこの事件の憲法訴願審判は1988.9.19.から180日を遙かに経過した1995.5.30.に請求されたことが、記録から見て明らかであるため、審判請求は不適法であり、却下する。」とした。(憲法裁判所1996.10.31.宣告94憲マ108決定、1996.10.31.宣告94憲マ204決定、1996.11.28.宣告95憲マ161決定等参照)。

## (2) 少数意見

しかし、上記のような多数意見に対して少数意見は「対日民間請求権部分に対して日韓戦後補償協定に基づいて請求権資金法、請求権申告法、請求権補償法等三法を立法しながらも、その請求権の申告及び補償の対象から除外している等、何ら保障規定を設けていないだけでなく、その後、現在に至るまでも申告及び補償に関する立法を一切していないため、請求人たちは、このような立法不作為によって乃至請求人の主張の基本権を侵害されていると言うだろう。立法不作為を真正・不真正の二つの場合に分けて、前者の場合に限って立法不作為の違憲性を論ずることができるという多数意見は、ドイツ連邦憲法裁判所が初期に維持していた2分法に過ぎず、近来には上記の裁判所もこの2分法の基準が曖昧であるため、国民の基本権保護に実効性がないことを認めているのが実情であるだけに、その点でも多数意見は納得できない。また、上記のような2分法に従うとしても、これらの事件の審判対象の立法不作為は真正立法不作為に含まれると見るべきだ。

ドイツの連邦憲法裁判所は、不真正立法不作為の場合を、例えば憲法上立法義務の対象となる立法事項がいくつかに分かれていた場合、各立法事項に関してすべて規律しているが、立法者が質的・相対的に不完全、不充分に規律している場合を言い、これとは違って、上記の立法事項の中、一部の立法事項に対しては規律しながら、残りの一部の立法事項に関しては全く規律していない場合には、つまり量

的・絶対的に規律していない場合には真正立法不作為と見て、その違憲性可否を判断した事例が多い。

だが、上記の3法は、請求人らの問題に関しては、不完全あるいは不充分ながらも規律をしようとしたこともない等、一切規律をしていないため、このような場合は真正立法不作為の場合と見るのが妥当であり、請求人らは真正立法不作為によって対日請求権の申告さえできなくなつたため、財産権を侵害されたことは認められる。しかし、多数意見は請求人たちの場合が上記の3法の補償対象に含まれていないことは是認しながらも、不真正立法不作為だと強弁しており、ひいては立法者が裁量でこの事件の場合と同じ場合には補償を拒否する意思を表明したものと主張しながらも、その理由がどういうものかに関しては説明していない等、納得しがたいく、不当なものである。そして、真正立法不作為が今まで継続しているため審判請求期間を越えたことがなく(憲法裁判所1994.12.29.宣告、89憲マ2決定参照)本人判断をすべきだった。」と主張した。

このように、被害者たちが上記の3法の立法の不備を理由として提起した訴訟や憲法訴願請求で最高裁判所と憲法裁判所は、立法不作為の範囲を極めて制限的に解釈し、結局、被害者たちの補償請求の機会を封鎖してしまった。

#### 4. 憲法訴願を通じた救済方案:在日韓国人の場合

##### イ。仲裁委員会設置請願と関連した憲法訴願

上で見るようすに、日韓戦後補償協定第2条第2項(a)号を念頭に置いた請求権申告法第2条第1項は、「1947年8月15日から1965年6月22日まで、日本国に居住したことのある者」の請求権を申告対象から排除しているため、在日韓国人は上記の3法の制定当初から適用対象から除外されてしまい、憲法裁判所の決定によれば一切救

済も受けられない。

在日韓国人の被害者たちは、日本政府に障害年金受給権を認めてくれることを要求しましたが、日本政府は、「在日韓国人の年金受給請求権はクレームを提起する地位に過ぎず、日韓戦後補償協定第2条第2項(a)号で言う‘財産、権利及び利益’に該当しないため、在日韓国人の補償請求権は日韓戦後補償協定によって、完全にまた最終的に解決された。」と主張している。

これを受け、在日韓国人の被害者たちが韓国政府に上記の条項の解釈を要求するた、韓国政府は障害年金受給権が日韓戦後補償協定第2条第2項(a)号で言う‘財産、権利及び利益’に該当し、結局日韓戦後補償協定の交渉対象には含まれていなかつてから制定された法律は、最初は外國財團法などとされており、この中

しかし、韓国政府は、1996年1月17日、在日韓国人の被害者たちが日韓戦後補償協定第3条の規定に基づいた仲裁委員会を設置してくれることを請願したことに関する答申で、「外交的努力はするが、現在としては仲裁委員会の設置や日韓戦後補償協定の再交渉は考慮していない。」とし、今までもその立場を変えていない。

このように、日本政府が日韓戦後補償協定の特定の条項に対して韓国政府とは違う解釈をしているので、紛争の迅速な解決のためには、両国政府が仲裁委員会を設置し、その決定に従うのが最も確実で効果的な方法であり、特に在日韓国人の被害者たちはほぼ80才を超えた高齢者であるため年金を受け取るべき必要性はますます大きくなっています、いつ死亡するか分からない状況であるため、在日韓国人の請願は在外国民が政府に緊急に外交的保護を要請したものであるため、政府は相当の期間内に適切な措置を取るべきであったが、未だに仲裁委員会の設置問題に関して明確な立場する表明していないのは‘公権力の不行使により、憲法上保障された基本権を侵害’されたことであるため、憲法裁判所に不作為違憲確認を請求することが可能だと言えよう。

## ロ。真正立法不作為違憲確認憲法訴願

1987年10月29日、改正された憲法第2条第2項「国家は法の定めるところに従い在外国民を保護する義務がある」と規定している。その前までは‘在外国民は国家の保護を受ける。’とだけ規定した。

在外国民と関連した法律は在外国民登録法(1949.11.24.法律第70号)、在外国民就籍、戸籍訂正及び戸籍整理に関する臨時措置法(1973.6.21.法律第2622号)、在外同胞財団法(1997.3.27.法律第5313号)等三法律のみがあって、特に憲法が上記のように改正されてから制定された法律は、結局在外同胞財団法ただ一つであるが、上記の法の目的は「在外同胞財団を設立し、在外同胞たちが民族的な紐帯感を維持しながら‘居住国’内でその社会の模範的な構成員として生きられるよう貢献すること」であり、在外国民の保護とは別に関係のない法律である。

このように、在外国民の基本権の保障のために憲法が明示的な立法委任をしたにもかかわらず、在外国民を保護するような実際的な法律が制定されていないことは、現在の憲法裁判所の多数意見から見るとしても‘真正立法不作為’に該当する、と言えるため憲法訴願の対象となり得るのである。もちろん上記のように、在外国民関連法律が三つもあるため、不真正立法不作為との反論も考えられるだろうが、上記の法律が具体的に規律している内容を検討するなら、やはり在外国民を保護する法律と主張できるのかは疑問である。

これと関連して憲法裁判所は1989年3月17日、司法書士法施行規則の立法不作為に関する憲法訴願審判事件で、「どのような事項を法規として規律するのか、これを放置するかは特別の事情がない限り立法者の政治的、経済的、社会的そして世界観的考慮によって決められるのであり、従って一般の国民がこの立法をしてくれるよう求める請願権を享有していることは別の論議であって、立法行為の訴求請求権は、原則的に認められないと言えよう。よって、立法不作為に対する憲法裁判

所の裁判管轄権は極めて限定的に認めざるを得ないものであり、憲法で基本権の保障のために法令に明示的な立法委任をしたにもかかわらず、立法府がこれを履行しない時、そして憲法解釈上、特定人に具体的な基本権ができ、これを保障するための国家の行為義務なし保護義務が発生していることが明白にもかかわらず、立法者が全く立法措置を取っていない場合がここに該当するものと見られ、その場合には立法不作為が憲法訴願の対象となる、と見るのが相当するだろう。”(88憲マ決定)とした。現政府は、在外国民に対する基本政策が不在の状態であり、上記のように関連法律が制定されていないため、このような無関心と無政策が改善される見通しさえ立っていない。そのため、立法不作為違憲確認の請求を通じて在外国民に対する法律と制度を整備する基盤を整えられてこそ在日韓国人問題も根源的な解決が可能になるだろう。

## 5. 結論

韓国政府は、日本の植民地支配下で強制徴集、徴用され、今まで苦痛を余儀なくされている被害者たちが満足しうる措置を今まで取っておらず、司法的な救済も現在としては不可能な状態である。

従って、彼ら被害者の被害を賠償する、新しい法律を制定すべく、在日韓国人の被害者たちが提起した今回の憲法訴願は、彼らだけではなく総ての被害者に対する政府と国民の関心と、発奮を促す契機となることを期待する。

4月21日～22日

国際フォーラムに来日された方々  
各国の議員

【韓国】

李富榮（イ・ブヨン）議員（ハンナラ党）

李美卿（イ・ミギョン）議員（同、日本軍「慰安婦」問題議員研究会会长）

【台湾】

施明德（シン・ミンテン）立法議員（民進党）

高恵宇（カオ・ヘイウ）立法議員（新党）

林宏宗（リン・ホンツン）立法議員（無所属）

【フィリピン】

ポニファシオ・ギレゴ下院議員（下院人権委員会  
委員長）

関係団体代表

【韓国】

金允玉（韓国挺身隊問題対策協議会共同代表）

池銀姫（韓国挺身隊問題対策協議会企画委員長）

梁美康（韓国挺身隊問題対策協議会総務）

【台湾】

王清峰（台北市婦女救援社会福利事業基金会理事）

莊國明（台北市婦女救援社会福利事業基金会理事）

【フィリピン】

ネリア・サンチョ（LILA PILIPINA 共同代表）

**本当にありがとうございました！！**

来日のお客様のお世話をして下さった許照美さん、今回の記録を全部、テープおこしをして下さった伊藤睦子さん、通訳をして下さった方々、台湾代表部の皆さま、事務局として参加して下さった方々、ご協力、本当にありがとうございました。

**国際フォーラムの資料集を制作中です**

1部500円、送料270円です

ハガキ、ファックス、振替用紙、切手等で  
お申し込み下さい。



記者会見に臨む韓国、台湾の国会議員（立法委員）ら  
=4月21日、外国人記者クラブでも行われた

**サイレント・デモ**

参議院会館前

毎月第3水曜日、午前11:30～12:30

☆6月は17日です。休まずに行います  
ので、是非一人でも多くの人数を増や  
しましょう

**【事務局だより】**

・4月15日から17日まで、韓国ソウルの漢江ホテルにおいて、第5回日本軍「慰安婦」問題解決のためのアジア連帯会議が行われ、「立法解決を求める会」事務局からも参加しました。

・その超過密スケジュールの中、4月21日の国際フォーラムでは韓国、台湾、フィリピンから6名の国会議員と6名の関係団体代表の方々をお迎えし、参加者も150名を数え、各国の実情もしっかりと知ることが出来ました。このフォーラムのためにお心のこもったかみをお寄せ下さいました皆さんに厚くお礼申し上げます。

・「立法解決を求める会」の本当の活動はこれからです。と一緒に力を合わせていきたいと思います。

**「慰安婦」問題の立法解決を求める会**

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

郵便振替 00140-7-251859

電話 03-3234-4090 FAX 03-3237-0287

**「慰安婦」問題の立法解決を求める会****NEWS**

NO. 7

1998年6月6日

○アジアの声を日本の国会に

○議員立法による戦時女性に対する暴力・被害実態の調査機関の設置

○国の法的責任にもとづく個人への国家賠償

**「慰安婦」問題の早期解決を求める国際フォーラム**

1998年4月21日（火）

於：日本・弁護士会館

**土屋公献代表挨拶**

本日は韓国、台湾、フィリピンから国会議員の方、NGOの代表の方々にご参加いただき本当にありがとうございました。また、国内の皆さんもお忙しいところ参加していただいて、心から感謝申し上げます。

この「慰安婦」問題がいつまでもひきずつたままになっている。政府は過去の事実を明らかにしないまま、「国民基金」（「アジア女性平和基金」）という性格のあいまいな制度を利用して、一切の責任を免れようとしています。しかしながら基金は結局、実効を結ばなかった。何の役にもたたなかつたことがわかりました。特に台湾に統一して韓国までもが政府が自ら被害者たちに支援金を出すことになりました。日本が正式に謝罪し日本の国庫から政府として、賠償金を出すまでの立て替え金であるという位置づけをしております。このことは日本に大きなインパクトを与えたわけです。今日の会が有意義に、大きな成果をもって終わることを期待申しあげまして簡単ですがご挨拶といたします。

わたしは、「日本政府としては眞に恥ずかしいかぎりだ」という姿勢をとってほしいと思います。日本がこれからアジアとともに共存していく21世

主催：「慰安婦」問題の立法解決を求める会

共催：戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会

「戦時性の強制被害者問題調査会設置法」の

早期制定を求める連絡会

リトレス国際キャンペーン'98 (ICR'98)

日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会

在日朝鮮人・人権セミナー

後援：戦後補償ネットワーク・戦後補償実現市民基金



石井紘基 衆議院議員（民主党）

人権に対する差別に対して闘っておられる皆さん、フィリピン、韓国、台湾の皆さん方に心から敬意を表したいと思います。私どもが当初から、戦後50年を契機に国会で、戦前、戦中の、日本の侵略行為に関する、あるいは犯罪行為に関する徹底的な調査をする機関を法律で作るべきである、という運動をしてきましたわけですが、今日に至ってもまだ日の目をみておりません。その間に日本政府は「国民基金」というようなことを始めまして、この問題に対するきっちとした考え方のない、いわば、場当たり的な、あるいは、だましだましのごまかしの政策をとってきたわけあります。国家補償をさぼった「国民基金」やら、「女性基金」というようなものが、今の時点で、大きな間違いであったということは、もう、さまざまな事実によってはっきりしてきたわけであります。国会の中におきましても、こうした立法を作る必要があるという認識はかなり広まってまいりました。そして、具体的に努力をしていらっしゃる国会議員の皆さんもふえてまいりました。

そうゆう中で、もう、長い長い年月が過ぎ去っているわけでございますので、なんとしても、大急ぎで、これを実現していって、そして、今後の国家補償をかちとつていかなければならぬと考え行動しているわけでございます。そのことをご報告をいたしまして、今後の皆さんのご議論が是非有意義なものになりますように、心から祈念申し上げます。

前田 朗（東京造形大学助教授）

在日朝鮮人・人権セミナーの事務局を担当しております。共催団体である日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO連絡会として、今回、私も4月の冒頭、2週間程、ジュネーブの人権委員会に参加して参りました。本日は、その時の様子を簡単にご報告したいと思います。

今回の関心事項というのは、当然、女性に対する暴力に関するクラスマニ特別報告者の報告書がどうなっているのか、それを受けた被害者がいる国、政府がどうゆう発言をするのか、NGOがどうゆう活

動ができるのかということです。

クラスマニ報告書は国家による暴力というテーマでだされております。国家による暴力について3つのテーマがかかげられていて、(1)武力紛争時における国家による女性に対する暴力、(2)施設拘禁、例えば留置所がそうですが、施設拘禁の際の女性に対する暴力、(3)難民の女性に対する暴力です。

そのうち武力紛争時における女性に対する暴力、ここに14のケースがとりあげられていました。アフガニスタン、アルゼンチン、ボスニアヘルツゴビナ、その他、全部で14の事例です。そのうちのひとつが、日本軍「慰安婦」問題です。日本軍「慰安婦」については、すでに報道されているのでご存じの通りですが、一定程度、「国民基金」を評価するような記述がなされています。日本政府はクラスマニ報告者が「国民基金」を評価したのだ、というふにコメントをしておりました。いくつかの新聞記事でも、そのように報道されております。しかし現地NGOフォーラムなどで発言したところでは「2年前の報告書が基本である。基本的な見解は2年前の報告書と同じであるのだ」と。そして、今回「国民基金」について触れたのは、前の報告書を書いたあと2年間の間に「国民基金」という新しい動きがおきたので、そのことをとりあげておくのがフェアだからだと、それを無視するとアンフェアなのでとりあげた、のだと。基本的な認識は2年前と同じである、ということを述べていらっしゃいました。

報道で書かれていることと違うことがいくつあります。例えば、賠償の問題については、クラスマニ報告書には書かれていない、今回は落ちた、という報道がなされていますが、落ちたわけではありません。2年前の報告書に書かれた6項目勧告がクラスマニさんの基本的な認識です。現在も同じである。ただ2年前にすでに書いてありますから、同じことを繰り返していないだけです。そして、アフガニスタン、アルゼンチンとか、その他の事例も含めて全体の後に勧告がついているのです。今回の報告書に勧告がないというのは誤りです。報告書を見れば勧告がのっています。ただアルゼンチンについての勧告とか、日本についての勧告とか、ボスニアヘルツゴビナへの勧告というふうに分けていないだけです。全体をまとめて、国家の法的責任、謝罪、あるいは教育問題、そういうことについての勧告がのっておりますので、一部の報道は事実とはちょ

つともがうなというふうに感じております。韓国政府、中国政府、このふたつの政府が日本政府を批判する厳しい発言をしておりました。人権委員会ではありませんが北朝鮮政府が発言内容すべてが日本軍「慰安婦」問題でした。この3ヶ国の政府から日本についての批判があいついでおりました。それから、3つのNGOが発言しました。今回、戸塚弁護士が参加しないことで大変心配したんですけども、韓国の挺身隊問題対策協議会のシ・ヘンさん、日本からは田中甲議員が現地に参加されまして、田中議員が帰られたのちに議員秘書の橋さんが発言されました。それから、出版労連の吉田さんが教科書問題と戦争犯罪というテーマで発言をされました。日本政府は相変わらず「国民基金」の宣伝を繰り返していたということになります。おおざっぱにいうとそうゆうことになります。それ以外に連日朝とか昼休みに女性コースというNGOグループのミーティングやフォーラムが頻繁に行なはれました。

クラスマニさんの報告というのは今年が最後ではありません。1999年、2000年と続いていきます。それから8月には人権小委員会が開かれまして、武力紛争時における性奴隸問題に関してマドウガルさんの報告書も出ますので、私たちの国連NGO連絡会では、今後も人権委員会へのアクセスの活動を続けていきたいと相談をしているところです。

田中 甲 衆議院議員（民主党）代理 橋 秀徳

私たちがジュネーブに行った目的は、戦前、戦中にかけて日本によってもたらされた被害についての真相究明を行う法案というものを、人権委員会で発表するためにまいりました。第2の目的は、クラスマニ特別報告官に、実際にお会いするという目的がございました。

4月6日午前中ジュネーブ入りしました。会場についたとたんに、クラスマニ特別報告官の今年の報告書が公開されておりました。その内容は前田先生がご説明されたので、はぶかせていただきます。その次に、韓国外交官の方とお話をさせていただきました。この方はクラスマニ報告について、日本政府の努力の記述にかなりの不満を持たれておりました。ただ、この方の私見によりますと、クラスマニ特別報告官が自分の仕事を評価していただきたい、

日本政府が私の報告によって動いたのではないか、ということをアピールしたかったのではないか、あくまで私見ですが、と述べられました。

その次に正午に、人権委員会本会議場で、クラスマニ報告官スピーチがありました。これについては先ほど、前田先生が述べられたとおりです。

クラスマニ特別報告官と代議士と2人で話をさせていただきました。そこで、クラスマニさんの真意というものを聞いたんですが、2年前のクラスマニ報告書が私の真意である、一度ふれたことなので今回は書きはしなかったが、あくまで、あの報告書が私の真意だ、ということがありました。

クラスマニ特別報告官のスリランカのご自宅の方に日本政府関係者が再三再四訪れて「慰安婦問題は解決済みであるので、報告書から削ってほしい」ということを再三再四圧力をかけた、ということありました。

昨年の4月になりますが、田中代議士がスリランカのクラスマニさんの事務所を訪ねました。やはり、この時も、日本政府の関係者が週に3回も4回も入れ替わり立ち替わり事務所におとずれて、報告書について「慰安婦」の部分を削るように求められた、ということでした。

4月7日お昼に国際連合ヨーロッパ本部で、日本人記者向けに、記者会見をいたしました。ここでは真相究明をするための調査会を作る法案について説明をさせていただきました。しかし、残念なことに、これについては全く、日本に報道されることなしに、帰って参ることになりました。それから、4月7日はフィリピン政府代表部をおとずれました。この時にお話したペパパン代表という方なんですが、この調査会法案についてはマニラの本国の中央政府に至急送っていただきたい、ということありました。

4月8日は、インドネシアの外交官の方と話をさせていただいたんですが、基本的には日本政府の立場を支持する。昨年の人権委員会において、インドネシアの代表は日本政府の圧力もあって、「基金」を、日本政府を支持するスピーチをすでにおこなっております。4月7日の時点では代議士は国会の関係で日本に急遽、帰国することになりました。そのため、私は4月9日の最後に人権委員会でスピーチをさせていただきました。

調査会法案について説明させていただきますと、

昨年、通常国会に提出する予定でとりくんできおりましたが、自治労、「女性基金」関係等からの圧力で、実は、民主党の方から出せなくなつたものであります。そして、今年はそれを衆議院法制局の方で審査に入りまして、現在、その法案については最終段階まできております。その内容は国立国会図書館に恒久平和調査局という新しい局を設置して、役所の文章等の調査にあたるというものです。その中で考えております仕組みは、法制上かなり難しいところはあるんですが、行政機関に対しその恒久平和調査局が提出を求めた文章についてはある程度の強制力をもって必ず出させる、というものにしてあります。簡単ではありますが、これをもって説明を終わらせていただきます。

手短に申し上げます。実は先ほど、前田さんがお話になつた通りで付け加えることはございません。ただ1つ申し上げたいと思いますことは、今度のタマスミ報告にはいくつかの国の事例が並んでいて、その中に日本の「従軍慰安婦」問題という風に選んでちゃんとでているということがあります。それは要するに前にも既に報告が出ていますから何も触れなくてもよかつたのにもう一回念を押して、日本にはこうゆう問題があります。この問題は戦時中の国家による女性に対する暴力の典型的な例でありますと言ふことを強調して出しておられる。即ち、そうゆう風に日本政府の圧力にも拘わらず、とにかくそれを出したと言うことは国際的な比較をした場合に他のいろんな問題もあるけれど、日本のこの問題は特に許せないということをもう1回、確認したと言う意味で、日本政府としては困るんだということが1点です。基金のことは出てますけれどもそれは道徳的な面だけで、法的には全然解決になつてないということを強調している。

それからもう1点は、韓国と中国が発言をして、やっぱり日本のやり方は、つまり基金をもとにするやり方はだめだと。中国は、経済的な解決ではなくて、政治的な解決が必要であると、本当に日本が悪いことを国家として政治的に認めるべきであるという風な発言ですし、韓国も経済的なことは自分たちがもう手当を始めているので、とにかく

くそうではなく、責任をとれということをはつきり言っておられることがかなり注目をひいたと思います。そのことを付け加えさせていただきます。ありがとうございました。

幣原 廣 日弁連人権委

では、幣原の方から簡単に報告させていただきます。お手元の資料でいいますと、「『慰安婦』問題の立法解決を求める会」ニュース No.5 というところに、私どもの勧告書と調査報告書が載せられていますのでご覧下さい。この申し立て自体はこの調査報告書の 3 ページ 目ですけれども、ここにかかれている通りフィリピンのリラ・フィリピーナから台湾、韓国の「従軍慰安婦」の支援団体、全部で 5 団体が申し立てをしたということです。で、日弁連が一番最初は 1993 年 10 月の 36 回人権擁護大会で「従軍慰安婦」を含む戦後補償問題の早期解決を求める宣言というものをしております。しかるに日本政府が法的責任をとることを怠っているというので今度は 1995 年の 1 月に「従軍慰安婦」問題に関する提言というものをしております。これ

邊に陥る從軍慰安婦としてあります。これは日本政府が立法措置や国際司法機関による仲裁などを通じて「慰安婦」の被害者に個人補償をすべきだというものです。その後、さらに1995年の9月の世界女性会議における日弁連の会長の発言とか、マラスマ報告者に対する会長声明等で、基金が日弁連の提言を満足させるものではない。真相解明、公的謝罪、被害者個人への賠償、歴史教育の徹底等の実現に向け取り組む立場を明確にしているということです。さらに、1997年7月3日には、台湾の「従軍慰安婦」問題について、やはり日弁連の人権擁護委員会に救済の申し立てがあって、これについても、「基金」の活動が台湾の政府当局、諸政党の支持を得られていないという状況に鑑みて、被害者への謝罪、補償のために早急に立法解決をするべきだという勧告も出しているところです。

このような勧告に対して何も日本政府が動いていないということがありまして、今回の3月6日の日弁連の勧告書という形になったわけです。ですから、勧告書が何も新しいことを述べているわけではないんでして、従来の日弁連の「従軍慰安婦」問題に対する考え方をそのまま出して、とに

かく早急に解決すべきだと提言したのです。この報告書でも若干書いてありますけれども、一応この時点では韓国で 7 人、フィリピンで 25 名の「従軍慰安婦」の方には「償い金」を交付したという状況があるわけですが、しかし、このような交付は法的賠償ではなく、その交付だけでは極めて不十分であるということは、はつきりしていると思います。日弁連自体が「国民基金」がいいとか悪いとか言う立場にはありませんがしかし、最低限言えるのはやはり、この「国民基金」が韓国、台湾、フィリピンその他の国々において「従軍慰安婦」及び支持団体の支援を十分受けていない。で「償い金」を受領した被害者の中にもその不十分さを指摘する声があるという認識にのっとりまして、やはり、日本政府はとにかく政府としての法的責任を明確にした上で被害者に謝罪を表明し、適正可能な被害回復のための補償措置を含む立法解決を検討しようと、従来の日弁連が本当に言いたいことをとにかく早く実現しろという形で出したわけです。日弁連の勧告書がたいして効果がないと言われれば確かにそうなのですが、何もしないということに対して我々もどうやっていけばいいのかと、戦後補償法案の設置ということも司会の床井先生も含めて考えていますけども、この集会でも皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

円より子 参議院議員（民主党）

みなさん今日は。私は新党結成した民主党に参加することになっております円より子と申します。私は5年前に国会議員になりましたが、その時は日本新党から出ました。日本新党を作った細川護ひろさんはアジアの諸国にきちんと戦争責任の謝罪をした最初の総理大臣だと思いますが、その人と一緒に頑張ってきたことを一つの誇りに思っています。ただ、細川さんが総理の間にこのいわゆる「従軍慰安婦」という形にされた被害者の方たちの解決が出来なかつたことは一人の国民として、また国会議員として、そして女性としてたいへん残念に思っております。その後、本岡昭次さんとか何人かの国会議員さんたちが一生懸命、この問題を解決しようとしてかけずり回っていらした時に、その当時は新進党に所属しておりましたが、何とか新進党の方たちを説き伏せて議員立法に参

加しました。そして今まで、戦時性的強制被害者問題調査会を参議院に設置しようという動きの具体的な準備を進めております。

実は「女性のためのアジア平和国民基金」を作ります時に、このメンバーになりました三木睦子さんは私の友人でございますが、彼女はこれを引き受けるときについぶん悩んで私にも相談がありました。彼女はその時引き受け、その後結局、世話人というのをやめてしまったんですけども、引き受けた時は、何とかして高齢になってきている「従軍慰安婦」にされた方々の救済をしなければならない、国としてこうゆう形しかできないというのは残念だけれどもそれでも何かなるかもしれませんと。多分、そうゆう思いでお引き受けになったと思います。しかし、たいへん残念なことなんですが日本政府が作るものというのは国際社会の中で非難を浴びて何とか形だけでも整えればいいということで、魂が入っていない。ですから、やはり受け取ってはもらえないし、それは本当の意味の謝罪にもならないということで、今、この動きは宙に浮いたままでし、世話人の一人であつた三木睦子さんもおやめになつたんだろうと思っております。そこで、今回の「慰安婦」という言葉自体、人権や人の尊厳を無視した言葉だと私は思いますので、私が今「慰安婦」という言葉を使うときはカッコ付きの「慰安婦」と思って頂きたいのですけれども、これにはいくつかの問題があると思っています。ひとつはアジアへの侵害、侵略、それに対してアジア諸国に対するある種の日本人の傲慢な思い、そういうものがあります。それから、もう一つはひとりひとりの個人の人権、そして尊厳というものをたいへん侵害していることだと思います。それからもうひとつは被害者の命との競争だと、この問題をやっていらっしゃる弁護士さんが話してらしやいましたが、早く謝罪をしなければこの人が本当に悔しい思いのまま死んでいかなければならぬ方達がいらっしゃるという、いくつかの問題があると思います。

そこで、個人の尊厳とか人権の問題なんですが日本では大変残念なことに、今もこの平和な社会時代においてもアジアの国々の少数の女性や子供達に対して平気で買春している、それをして恥じない男性達がたくさんいるということあります。今、子供達を性的虐待をした、まあ、いわゆる買

春をした男性を罰しようという議員立法を女性議員で進めております。こんなことを言うのもとても恥ずかしいことなのですが、これを聞いた自民党の男性の議員がこういうことを言ったそうです。

「じゃ、買いたい男の人権はどうなるんだ」と。平気でそうゆうことを言う人がまだ国会議員にいるというのは本当に、私は同じ国会議員としてとても恥ずかしい思いを致します。

実は、私は5年前からずっと国会の法務委員会に属しております。日本の刑法は100年近く前に作られたもので、その当時、国会議員にも検察官にも弁護士にも裁判官にも女性は全くいませんでした。その当時作られた刑法に墮胎罪があります。子供を妊娠するということは女性と男性の両方の共同作業だと思います。どうしても中絶せざるを得ないという状況になった時に墮胎ということです。女性だけが罰せられる、そういう罪がまだ依然として日本にはあるわけです。それから強姦罪というのがあります。沖縄の小学生の女の子がアメリカ兵にレイプされた事件ですが、日本ではそれだけではありません。いろんな強姦罪の時に物を取る強盗罪よりも刑が軽いんですね。この法律に限らず私は、20年前から夫婦の関係、離婚問題を通じた家族の関係、そして家族が生きやすい、女と男が風通しのいい関係を作るような、といった社会整備が必要だとずっと訴え続けてきました。夫婦間でもレイプはたくさんあります。そういう状況をみておりますと、日本では女性の人権や尊厳というものは本當にないがしろにしている国だと思ってならないです。これは、戦争中にどうしようもなく「慰安婦」にさせられてしまった被害者の方達にその尊厳と人権を踏みにじったことをきちんと認識して謝罪するところからしか、今のいい日本の女と男の関係もうまれないし、性的暴力もなくならないのではないかと私は考えています。

戦争中に被害を受けた女性達、そして今もなお、レイプされてもそれをなかなか訴えることもできない多くの潜在的被害者たちの声を代弁して私は法律を変えたいと思っておりますし、その根っこにあるこの「従軍慰安婦」とされた被害者の方達に日本政府はきちんと心から謝罪して個人補償すべきだと思っております。今後も国会議員としてこのことに力をつくしていきたいと思っております。今日、各国から来て下さった国会議員の方達、そ

して運動をして下さっている日本の方達に、あつく御礼を申し上げ、私も皆さんの功績をいただいて頑張りたいと思っております。有り難うございました。

(司会) 本日、韓国、台湾、フィリピンからそれぞれ、国会議員の皆さんにご参加いただいております。本日は各国における主として国会、立法府における、いわゆる「従軍慰安婦」の解決に向けての取り組みの状況を報告していただき、これを国際的な中でどう解決していくのかという、皆さんのお通の決意と認識を新たにして頂きたいという目的があります。では最初に、韓国からイ・ミン議員にお話を伺います。

#### 韓国：李 美卿議員 Cong. Lee Mi-kyung

皆さんこんにちは。私は6年半、この問題が始めて提起されたころから韓国挺身隊問題対策協議会のメンバーとして活動いたしまして、その後、2年前から国会に入り国会の



中でこの問題を取り上げて活動しております。昨年の97年6月から私を含めて多くの女性議員たちが日本政府に対し国連の人権委員会の勧告を履行するように求める署名運動を展開しました。国会内においてです。その結果、国会の299人のメンバーの内の90%にあたる270名の署名を集めることができました。これは韓国の国会において様々な展開、行動を生んでいくための貴重な土台となっています。そして、97年7月に私、そして隣にいますイ・ミン議員も含めて国会の中の28名が日本軍「慰安婦」問題のための研究会というものを結成いたしました。この研究会が日常的に活動できるようになったことによって、問題について何か必要なことが起こった場合、即刻対応できる枠組みが出来たということができます。

国会内の私たちの研究会、また、多くの韓国の国会議員たちが、この問題をどのようにみているのかについてまずお話しします。これまで、日本政府、または首相がお詫びをしますということを何度も繰り返し、また、真相調査のための報告書というのを出していますが、私たちと致しまして

はこういった事柄がこの問題の解決のための本質には全く到達していないという見方をしています。日本軍「慰安婦」制度というのは人権に反するものである、そして国際法に反するものである、そういう重大な犯罪であり戦争犯罪である、そして、その重大な戦争犯罪に対し日本という国家が介入をした、それが真実だと思います。今でも日本政府は誰がこの制度を計画したのか、そしてこの制度を実際運用していくために命令を下したのは誰なのか、そういう重大なことを下した責任者というのを明らかにしないでいます。そして、國家が介入したということを認めずにいます。そういう真実を明らかにする行為なくして行われるいかなる謝罪、または物質的なお金の支給というのは何ら真実に到達していないものであると考えます。

彼らは日本政府が国家賠償を行うように要求していますね。この国家賠償というのがなぜ重要なのかというと、賠償を行うためにはその責任者を明らかにし、真相を究明することなくしては国家賠償というのは成り立たないからです。つまり、国家賠償と真相究明とは一体となったものでなければならないということです。しかし、日本政府は賠償というお金の絡んだ問題を「国民基金」というものを作り、そこに委ねてしまうことによって国家の介入しない物質的な問題であるというように片づけてしまいました。日本政府は貧しい被害者を助けるという一見、道義的に美しく見えるような方法をとりまして、お金で被害者たちを誘惑しました。そのため、この2、3年間被害者たち、そして私たち運動団体の人たちは本当に大きな苦しみや経験をせねばなりませんでした。その行為は各国の被害者同士を分裂させ、各国の被害者とその支援者を分裂させ、また、海外のいろんな支援者達を混同させる、また、日本の運動団体、市民たちを分裂させる、そういうとてても卑劣な行為でした。

そういうことが進んでいった中で私たちに新しいニュースが舞い込んできたのです。それは台湾政府がこの「国民基金」に反対の立場をとり、被害者に対し「国民基金」のお金に替わるお金を支給すると、そういう決定を台湾政府がしたと言うことが私たちの国に届いたのです。この台湾政府の措置は私たち韓国の議員にとってとても大きな武器

となりました。私たちは韓国政府に対して「ホラ、台湾をみなさい。台湾政府のように、韓国政府も是非、被害者達に対してまず「国民基金」に代わるお金として支給すればいいのではないか」ということを要求するための武器となつたのです。こういった状況を見ながら私たちは、このことが可能となつたことを通して、アジアのなかで本当に緊密な協力があるので、その具体的な例がこのことだということに大変、大きな勇気を得ます。まず、そういう措置をいち早く成し遂げた台湾の市民の皆さん、台湾政府の方に感謝の言葉を述べたいと思います。本日の朝、韓国政府の中の国務會議におきまして、韓国政府自身が「国民基金」に反対し被害者個人個人に対して「国民基金」に代わるお金を支給する決定を正式に下しました。その結果、韓国政府のお金として3,150万ウォン、そして、これまで、民間団体から募金されたお金として集められたお金650万ウォン、合わせて3,800万ウォンのお金が被害者個々人に支給されることになります。これはとても大きなニュースでした。これは「国民基金」が被害者達に支給するお金より少し多めですね。本日をもちましてこの「国民基金」はアジアの被害者達を苦しめ、また、いろんな状況を歪曲するようなことをするための存在基盤といいますか根拠というのを、今日、完全に失ったのではないかと考えます。日本政府は「国民基金」を撤回、解散するべきだと考えます。今日は私たちにとっては中間勝利の日といいましょうか、私たち、そして被害者たち、また台湾の方々に対して励ましの拍手を頂きたいと思います。

2つ目の話に移りたいと思うのですが。国家賠償が強調されることによって、それは重要なんですが、お金の問題になぜか歪曲されて伝わるということを指摘し、もう少し他の戦術を通してアプローチする必要もあるのではないかと言うことを考えました。そこで私たちは責任者を処罰するべきだということを考えました。そこで私たちは非人道的な犯罪を行った日本軍戦犯に対し、大韓民国に入国をすることを禁止するという内容を盛り込んだ出入管理法決定というのを実際にやることが出来ました。そういう内容を盛り込んで改正された出入管理法は去年の11月に国会を通りまして、今年の3月14日から施行されております。これはこれまで韓国政府が日本軍「慰安婦」問題に関

連する犯罪者たちに対して関連するなにも法的措置を取ってこなかったという状況の中で、責任者処罰に接近できるための意味ある措置をとったということで大きく評価しています。とても小さいものではありますが意味のある措置だったと考えます。これと同じ措置が 1996 年 12 月にアメリカ政府によってとられました。この時は 16 名の戦犯のリストを発表しました。その後、人数が増えまして、現在、アメリカのリストは 32 名になっていると聞いています。これは真相を明らかにしていくための一環としても捉えることが出来ると思いますが犯罪者のリストを確保することが大切かと思います。このことに関して、皆さまの活動に大きな期待を寄せたいと思います。先日、ソウルにおいて行われましたアジア連帯会議の中でも責任者処罰そして真相調査という二つを大切に取り組んでいくべきではないかということが確認されました。アジア連帯会議の中では、戦犯のリストを確保すること、そして、アジアが世界における取り組みのネットワークを拡大していくこと、責任者を処罰すること、そして国連での国際刑事法廷の設置、また、2000 年には是非、この問題を解決したいという望みが、2000 年の女性平和法廷でしたでしょうか正式名称が、そのために頑張ること等々がアジア連帯会議の中で語られました。最後に日本の中で今進められています真相調査に関連する法案の取り組みが是非、今年中になんとか実をみのらせていただきたいという期待、そして願いを込めて私のご報告を終えたいと思います。ありがとうございました。

#### 韓国：李 富榮議員 Cong. Lee Bu-young

アーニンバムニカ。私は韓国から参りましたイ・ブヨンと申します。昨年もこの同じテーマを持って日本に来る機会がありまして、そのときも今回のように多くの討論会等々に参加させて頂きました。その時、お目にかかった顔がたくさんいらっしゃるなと思って眺めておりました。このように日本の中で日本軍「慰安婦」問題について関心を持ち、多くの取り組みをなさっている方の力で問題が前進しているなど嬉しく思いながら、いくつかお話をさせていただきたいと思います。



私は実は個人的には、日本の中で始まった「国民基金」というのがアジア各国からこれほど反作用といいますか、反発を招くだろうということはあまり想像できていませんでした。この「国民基金」というのは日本の中の現実をある程度考慮して出発したものであると理解していました。日本の中ではまだ国家的な謝罪、賠償を行うといった時に反対する世論が強い。だからそういう状況の中で何らかの迂回、遠回りをして取り組みをするという状況が日本にあったのだなという風に考えながらしております。しかし、真相究明、責任者処罰、被害者の賠償というのがないままに問題が解決されるんだと考えるアジアの人々が一人もいなかつたわけですね。この「国民基金」というのはその出発の意図といいますのがあまりにも現実だけに依存していたのではないかと思います、「国民基金」が結局、問題を大きくしまして、人々の反発をたくさんかかったわけです。その反発の結果、台湾、韓国の政府が被害者達に対して補償を行うということができたわけで、逆説的に言いますと、「国民基金」がむしろそのような解決に貢献しているのではないかということも言えるのかもしれません。日本で「国民基金」に関わる関係者の中には、私たちはもうこれ以上過去にしがみつくのではなく、未来を考えるべきではないかということを主張しながら「国民基金」を通して何とかやるべきだと言っている人がいます。先ほど触れました真相究明、責任者処罰などが含まれないまま、そういった前提がないまま、解決されることは出来ないと言うことを私たちはもう一度、確認するべきではないでしょうか。私たちはアジアの明るい未来を私たちの次の世代に残す必要があります。

ナチスがとても短い間に武力を通じてヨーロッパを統一しようとしましたが、それは無惨にも失敗に終わりました。第 2 次世界大戦が終わった後、民主ドイツ、西ドイツが過去のドイツによって侵略された国々、例えば、チェコスロバキア、ボーランド、フランスなどに対し、眞の謝罪、賠償を致しました。私たち韓國の人たちはプロテント前ドイツ首相がワルシャワのゲットーに行って、そのお墓の前でひざまずき謝罪をしている姿をみながら、本当に身の震えるような思いが致しました。ああゆうことがなぜアジアで可能にならないのかと思うんです。現在、ヨーロッパ共同体、連

合というのが出てきて、それは何によって可能だったかというと、やはり、過去の和解、賠償、謝罪、こういったことがベースにあって統一が可能になつたのではないでしょうか。私たちはこういった流れを私たちの貴重な歴史的経験として、学ぶべきではないでしょうか。私は日本政府、そして日本の国民の姿勢がこの「従軍慰安婦」問題にどのようにアプローチするのかということが、21 世紀に共同の信頼を構築する鍵ではないかと考えます。私は新しいアプローチがあることを期待しています。ここにいらっしゃる日本の多くの友の方々がこの問題に是非、力を添えて下さることをお願い申しあげて私の話を終えたいと思います。

#### 台湾：高 惠宇立法委員

Leg. Kao Alice Huei-ueu

こんばんわ。日本の日弁連が昨年、2 度にわたりまして日本の首相に「慰安婦」に関する勧告書を出されたことを重ねてお礼申し上げます。私はこれまでに何回も日本を訪れましたが、今回は「慰安婦」の問題の解決のために来日しまして、気持ちとしては重い気持ちで一杯です。20 世紀はあと 2 年で終わりですが、20 世紀で起きたことはできれば 20 世紀内で解決したい気持ちで一杯です。

まず、台湾の「慰安婦」問題の現状について若干、触れたいと思います。調査結果によりますと、台湾では少なくとも 1,200 人以上の女性が「慰安婦」として徴用されました。時期的に言えば 1938 年から 1945 年まで、一番多い時期としては 1942 年から 43 年までの間で、被害者の年齢は 14 才から 30 才までです。台湾の「慰安婦」はこれまで自分のことをあまり公にしたくなかったんですが、台北市婦女救援社会福利事業基金会の協力で彼女らは自分の過去の不幸をおおやけにする勇気が出てきました。「慰安婦」とされた人の半数以上は子供を産むことが出来なくて、また、病いにみまわれ、心理的なショックを未だに負っております。彼女らは自分が汚い、恥ずかしい、劣等感、あるいは社会から自分を孤立する行為がすごく目立っています。つい最近、少數の「慰安婦」が公の場に出まして、自分の過去の不幸を説明する

ようになりました。

次に台湾の民間と政府が「慰安婦」問題に取り組んできたことを紹介します。台湾の「慰安婦」は絶対に「国民基金」から 200 万円を引き受けることは出来ない、なぜなら、それは日本政府から出したものではないからです。また、戦後 50 年間たちまして 50 年間の苦しみを 200 万円で償うことがとても出来ないと考えたからです。台湾政府は 1995 年 7 月から「慰安婦」に、一連の面倒をみてきました。内容は生活の補助、医療の補助、心理的なケアなどが含まれております。1997 年 1 月から当時、生きていた方 42 名の「慰安婦」に毎月台湾元で 15,000 元（約 6 万円）の生活補助金を出しております。1996 年 4 月、わが国の立法院 148 名全體の 90 % をしめる立法議員が署名して、日本の総理に国連の報告決議案を受け入れるように要求しましたが、日本政府から何ら反応を得ていない現状です。同じ年の 12 月に今度は 150 名の立法議員、全體の 92 % が再度署名して日本の首相及び衆・参両議院に貴国政府が立法措置をとつて「慰安婦」問題を根本的に解決するよう強く求めました。また 1997 年 5 月、わが国の立法院はある決議をして、それは日本の「国民基金」に対抗するためにわが国政府が立て替えて「慰安婦」の被害者に 50 万元（日本円で約 200 万円）の生活保護金を出しまして、それと同時に台湾政府は継続して、日本政府に国家の謝罪、賠償を求め、被害者の尊厳を護るように要望を出しました。先ほどの韓国の報告者から聞きましたら、韓国政府もわが国のとつた措置に見習つて政府が 100 名あまりの「慰安婦」の生活保護費を出すことを聞きまして大変嬉しい思います。今年の 2 月、「国民基金」がまた、台湾の新聞に「慰安婦」の皆さんに是非お金をとつてくださいと、そういう広告を出したんですが、何ら関心を引き寄せることができませんでした。

私たち国会議員として日本政府に訴えることを申し上げます。第 2 次世界大戦中、日本の軍部が植民地の女性に性的奴隸を強要したことを認め、その法的責任を負うべきである。2 番目はすみやかに、「慰安婦」の被害者に個人補償を申し立てなければならない。3 番目は日本政府から、出来れば橋本首相サインの正式書簡を各被害者に出してお詫びをすること。4 番目は第 2 次世界大戦中の

史実に関する資料を全部おおやけにすること。5番目は日本の教科書の中の侵略事実に関する記載の改ざんをしてはいけないこと。6番目は「慰安婦」制度の責任者に相応の処罰をすること。

最後に、私たちがこれからとる行動を皆さんにご報告申し上げます。日本政府に「国民基金」のモデルを参考として立法措置をとってすみやかにわが国が認証した台湾国籍の「慰安婦」に補償すること。2つ目は日本の国会議員が国会ですみやかに立法措置を取る行動をとっていただきたい。日本の国会議員とわが国の国会議員の間で定期的な、あるいは不定期的に会議をもちまして、お互いに意見交換をし、また立法のヒントを確かめること。私は台湾新党で、隣に座っているシ・シン・テン立法委員は台湾民進党で、2つの政党は野党ですが、今度、もともと与党の国会議員も来る予定で、急用がありまして来られなくなつたのですが、私たち3党は一致して、これから日本の国会議員との間でこの「慰安婦」の立法措置を速やかに取るように努力して参りたいと考えています。今日と明日の2日間の会議中、フィリピン、韓国、台湾及び日本の4カ国の国会議員が一緒に会議を持ちまして、これから「慰安婦」問題に関する具体的なスケジュールを組みまして実行に移してまいりたいのですが。もし、それについて日本政府が応じてくれない場合、私たちは日弁連のお力添えを借りまして、国際裁判所に訴えることも考えております。本日ご出席の皆さんからも日本の国会議員にできるだけ、「慰安婦」問題を早く解決するように促してください、日本の国会も道徳的な勇気でこの問題に真剣に取り組んでもらいたいと考えております。これから日本が国際社会で政治大国として躍進するとき、こういう問題をひきずつていてはアジア諸国から信頼を得ることは出来ないと確信しています。

台湾：施 明徳立法委員 Leg. Shin Ming-ten

先ほど、私の同僚のコウさんが台湾の「慰安婦」問題の現状について詳しく説明しました。私は台湾民進党を代表して、コウさんが言ったことに賛成します。この度、コウさんと一緒に参りました、コウさんと同じく大変プレッシャを感じております。私は台湾の戒厳令がしかれたときから25年間牢屋に入れられていました。そういう経験からすれば、公権力の乱用がどんなにひどいものであるか、つくづく感じております。「慰安婦」問題は戦争犯罪行為であると同時に、人権蹂躪した行為でもあることは、ご列席の皆さんも同感だと思います。日本政府が「慰安婦」問題について「国民基金」の方からお金を出すことをしているんですが、私たちが理解できないのは日本政府はどうして政府からそうゆうことをやらなければいけないかと言っています。日本政府がやらないということは、国家の尊厳に関わるからではなかろうかと私は思います。国の尊厳に関わって反省しないことは文明国家、あるいは強い国とはとても言えない。日本の国会議員との話の中で、この「慰安婦」問題について国が謝罪すると、日本の第2次世界大戦中に犯した罪や行為を立て続けに謝罪しなければならないことを大変心配しているようです。

私は今日、「慰安婦」問題と国の尊厳について若干、お話をしたいと思います。国の尊厳と男性としての尊厳の関係はちょっと似た面があると思います。戦争は男性がやった行為で、男性がやったことが結局、女性に被害をもたらしたことに対して謝罪をする事は当たり前ではないかと私は思います。私は日本の国会議員の皆さん、あるいは日本の国民に対して、「慰安婦」問題と他の侵略行為を分けて考えていただきたいと思います。終戦後、日本の植民地であった国、あるいは日本の侵略を受けた国々の中で、台湾の人ほど排日感情が薄い国はないと私は思います。台湾は下関条約以降、日本の植民地として50年間、日本の統治を受けました。日本政府が「慰安婦」問題を根本的に解決しない限り、台湾ではこれから排日感情が強くなることが考えられ、その点について日本の皆さんにもう一度考えていただきたいと思います。

フィリピン：ボニファシオ・ギレゴ下院議員

皆さんといろいろな考え方、そして、運動の経験、そういう重要なことを交換し合い共有するために、このフォーラムに参加出来ることを大変嬉しく思います。日本軍による性的奴隸の問題について、その解決のために様々な国際的な機関が行ってきた勧告、そうしたものに基づいてアジアの各国の国会議員、それからNGOがこういった形で集まるというのは多大なことだと考えます。

く思います。日本軍による性的奴隸の問題について、その解決のために様々な国際的な機関が行ってきた勧告、そうしたものに基づいてアジアの各国の国会議員、それからNGOがこういった形で集まるというのは多大なことだと考えます。

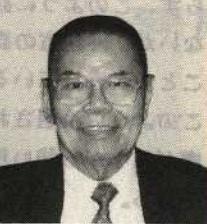
第2次世界大戦中に日本軍によって「慰安婦」にされたり、誘拐されたり拘留されたり、そういったフィリピンの女性たちの問題が3年前のフィリピンの第9会期の議会で始めて問題になりました。戦時中は私自身は日本軍に抵抗するゲリラに参加していました。そしてNGOからの提起を受けまして私たちはフィリピンの下院で196号決議というものを決議しました。それはテモス大統領に対して、フィリピンでの「慰安婦」に対してきちんと公式の調査をし、そして日本政府に対して公式の謝罪と国家補償を要求すべきであるという決議でした。そして、この後974号という決議も行われまして、これは「慰安婦」問題に関して正義の回復と、それから被害者の闘争を支援するためにすべての退役軍人はこの問題について協力をすべきであるという中身でした。こうしたNGOと下院の協力によって、フィリピン政府はこの問題の調査と記録をし、そして日本政府と交渉をするための作業委員会を設立しました。そして日本のNGOが主催する様々な国際会議であるとか、それから退役軍人協会が参加する世界的な退役軍人会議、リスボンでボルトガルでございましたけれども、そうして国連の社会経済委員会の人権委員会の第52会期に私自身はフィリピンの退役軍人に関する委員会の副委員長として、またフィリピンの下院人権委員会の委員長として参加しましたが、そういう機会に問題を訴えて参りました。そして2年前になりますが、下院の第10会期でもって今度は6・5・4という決議を提案しました。これは日本政府に対して国連の人権委員会での勧告に従うようにということを求めた決議でした。この国連の勧告というのは、「慰安婦」の問題、そして強姦は戦争犯罪であるということをまず確認すべきであるというのがまず第1番目です。2番目にこの戦争被害の生存者が存在するということを確認すべきであると言うことです。そして被害者個々人に対して直接公式に謝罪をし、

そして法的な補償をすべきであるという中身です。こういう風なフィリピンの国内で積極的に運動を積み重ねが合ったにもかかわらず、日本政府が「国民基金」、民間基金を作ることによって運動をつぶしにかかってきたと言うことは本当に残念なことです。具体的には被害者の中で「国民基金」を受け取った人と拒否した人、そういう分断が生まれた。私は下院の人権委員会でこの問題をずっと検討してきましたけれども、日本政府が被害者が大変貧しく、あるいは、病気で現実的にお金が必要であるという、そういう被害者の貧しさにつけ込んで、こうした様々なお金による分断の工作をかけてきたということを大変残念に思います。お金の問題ではなくて正義の問題であると、現在再確認するようになってきています。

フィリピンは憲法の規定によって三選までしか議員の任期をつとめることが出来ません。で、私は11年間つとめてきましたので、まもなく私の任期は終わるのですが、今日集まって下さった日本の国会議員、それからアジアの各国の国会議員の方々とともに私は今後、議員の職を離れても、6月から次の11会期という新しい会期が始まりますけれどもそこで必要な勧告が出来るように様々な努力を皆さんと一緒にやっていきたいと思います。それから、リラ・ピリピーナのリーダーであるリア・サンショウさんなんかとも一緒にやっていきたいと考えています。

ご承知の通り、フィリピンでは来月の12日に大統領の選挙が行われ新しい大統領が決まります。現在11人の候補が大変熾烈な争いをやっております。私自身はラカスという与党に所属しております、バネアという候補の支援をやっておりますが、この大統領候補もこの問題の重要性を大変深く認識しております。今回私が大統領選挙のキャンペーングを抜けて日本に来るということを特別に許可してくれました。私自身は、明日皆さんより少し早く日本を去って帰ることになりますが、フィリピンに帰りましたならフィリピンのマスコミを通して、そして私の友人達に、今回日本でどうゆう論議がされて、新しい活動のための計画が作られたかということを報告して、たくさんの人の関心を喚起したいと思います。どうも有り難うございました。

[司会：床井茂・藍谷邦雄(弁護士)、通訳：カン・ヘジョン、ヤン・シソジヤ(韓国)、台湾代表部、有光健(英語)、敬称略]



## 4月22日院内集会報告

国際フォーラム2日目の22日正午から午後1時30分まで、衆議院第1議員会館第3会議室で、院内集会が開かれ、日本の超党派の議員との交流が行われた。

出席した議員は、栗原君子参院、緒方靖夫参院、金田誠一衆院、本岡昭次参院、吉川春子参院、大脇雅子参院の6議員（秘書が出席したのは、田中甲、本岡昭次、円より子、畠恵、浜四津敏子、葉山峻の各議員）で、一般の人も加えて50人の参加者があった。

国会会期中とはいって、出席議員の出入りがはげしく十分な交流が出来たとは思えず、わざわざ来日された韓国・台湾・フィリピンの議員方には、たいへん申し訳ない思いをした。

つづいて午後2時からは日本政府への申し入れが行われた。

日本政府を代表して出席したのは、佐藤悟外務省アジア局・地域政策課長と部下らしき3人。このことに韓国の李富栄議員は「われわれは国会の会期中にも拘

らず、このように訪日したのに、お国の慣例かもしれないが、外務省の課長級の人が出てくるはどうしたことか当惑している。日本の国会議員が訪問した国でこのように冷遇されたらどのように感じるのか」と遠慮がちながら強い怒りを表しておられた。当然のことである。

各国国会議員、「慰安婦」問題の支援会代表の方々が発言される中で「挺対協」の池銀姫さんは「『挺対協』は、『女性基金』は被害者の名誉と尊厳を守るために設置したといわれた。しかし被害者自身が『基金』ではだめだとわかった。日本政府は『国民基金』は失敗したと認識しているか」と厳しく迫られた。佐藤課長は合い変らず「サンフランシスコ講和条約と日韓条約など二国間条約で解決すみ」と繰り返すばかりであった。

最後に日本政府・内閣総理大臣、衆議院・参議院各議長、各政党党首あての要請書に各国議員、「挺対協」など出席団体の代表者がサインをして会を閉じた。

## 国際フォーラムに参加して

入会後、いつもニュースのみで元「慰安婦」問題の情報を得ていましたが、このたび、はじめてフォーラムに参加しました。

会場は、年令、性別を問わない参加者で埋め尽くされてほっと安心しました。

韓国・台湾・フィリピンから7名の国会議員の出席があり、韓国・台湾は現在国会の会期中で、フィリピンは、5月の大統領選挙を前にしての来日でした。このことからも、元「慰安婦」問題の早期解決へ向け、各国が並々ならぬ努力をされていることが読み取れました。

台湾からは、1997年から政府が元「慰安婦」の人へ生活資金・医療・心的面でのケアの援助を行っていること、韓国からは、今国会で「アジア女性基金」からの支援金を拒否し政府が支給することが決議されたこと、フィリピンからは、国が貧しいゆえに先の2か国のように資金援助が出来ず、そのため「女性基金」から付け込まれているなど、それぞれの国の現状の報告がありました。

それぞれの国の事情は異なっているが、各議員の方が何度も何度も話されたことは、日本政府の謝罪と国家補償を求める発言でした。立法化に向けての運動は徐々に国民の（または一般の人々）間に広まっている昨今ですが、ひとりでも多くの人へ、元「慰安婦」問題を知つてもらう作業を微力ながら行なつていなければと深く感じたフォーラムでした。

最後に、フォーラムの資料づくりや、当日司会と同時通訳を兼務されたりと、事務局の皆様には心からお礼と感謝を申し上げます。（1998.5.9 伊藤さち子 札幌市在住）

## この1年間に考えたこと

「『慰安婦』問題の立法解決を求める会」は、昨年6月国会会期末に参議院に上程され廃案となった「戦時性的強制被害者問題調査会設置法案」を再度上程してほしいと、この1年間少ないスタッフで、参議院会館を中心に議員会館を走り回った。請願署名も多くあつた。54名の心ある参議院議員が請願の紹介議員になってくださいました。しかし今、国会の壁はベルリンの壁より厚いという思いのみ残る。

みな疲れ果てながら思うのは、今の国会議員の中には私たちの思いを受け止めて動くような議員があまりにも少ないとということである。言い換れば、私たちがそのような議員を国会に送り出していくということである。

「自分の一票で政治なんか変わらない」「選挙なんか投票してもしなくとも自由だ」という声も聞く。戦争中にはすべての国民に選挙権があった訳ではない。参議院議員選挙法が改正され男性も女性も20歳以上のすべての国民が選挙権を得たのは、1945年、敗戦の年の12月だった。選挙権のある人には、どんな議員を国会に送り出すかの責任もあるはずだ。「政治離れ」などといって、選挙に無関心な人も多い。でもそうしている間に、利権漁りに余念のない人、人権感覚や国際感覚のまるでない人が、国会のなかで大手をふるくなってしまっている。まもなく、参議院選挙が行われる。すくなくも「立法解決を求める会」の会員の方々には、大切な一票をムダにせずに、そして候補者の考えをよく確かめて投票していただきたいものとつくづく思う。「『慰安婦』は商行為」等という人々の考え方を変えさせることは、まず至難の業なのである。

（三宅和子）

## 要請書

日本政府・内閣総理大臣  
橋本 龍太郎 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
各政党党首 殿

私たち、韓国・台湾・フィリピン・日本の国会議員・立法委員および関係団体代表と市民は、4月21・22の両日、東京に集い、日本軍「慰安婦」問題の早期解決のために真剣な討議を行いました。

最大の問題は、国連人権委員会クマラスワミ特別報告官の指摘にもあるとおり、日本政府が法的責任を認めず、被害者の名誉回復のために不可欠な公式謝罪と国家賠償を行っていないことです。そして、責任を回避するため設立された「女性のためのアジア平和国民基金」（「国民基金」）が、あたかも国家による「補償」であるかのように装って、各国の政府や関係者の支持を得ることなく、強引に事業を開始したため、被害者や関係団体間に混乱と分裂が起き、日本政府に対する不信は一層広がりました。

被害者の大多数が「国民基金」を拒否し、すでに韓国、台湾の政府が被害者の意向を尊重し、日本政府に先んじて被害者に支援金を贈ることを決定したことで、「国民基金」では問題が解決しないことが明らかになりました。

被害者はすでに高齢に達し、名誉回復が実現することなく、日本政府に失望したまま次々亡くなっていく事態を早急に打開するために、私たちは、以下のことを要請します。

1. 日本政府はすみやかに第二次大戦中の日本軍「慰安婦」および性的奴隸の事実を認め、加害国としての法的責任を負うことを明らかにすること。
2. 被害者への明確な公式謝罪。
3. 早急に被害者に個人賠償を行うこと。
4. 真相究明。関係する全資料の開示と責任者の明確化。
5. 加害の事実を明らかにした歴史教育の充実。
6. 上記のために必要な立法を行うこと。

1998年4月22日

韓国国会議員  
李富榮  
中華民国立法委員  
李美卿

フィリピン下院議員  
Nicanor T. Aquino

韓国挺身隊問題対策協議会  
台北市婦女救援社会福利事業基金  
王清山

LILA PILIPINA  
Nelia Sancho

「慰安婦」問題の立法解決を求める会

戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会

会議開催地：大韓民国ソウル市

会場：ソウル市立劇場

会期：1998年4月22日

会場：ソウル市立劇場

会期：1998年4月22日

「戦時性的強制被害者問題調査会設置法」の早期制定を求める連絡会議

リドレス国際キャンペーン'98(IRC'98)

日本軍「慰安婦」・強制労働国連NGO会議

在日朝鮮人・人権セミナー

1998.6.16 東京新聞

18年(平成10年)6月16日(火曜日)

12版 第2社会 [26]

戦傷病者・戦没者・遭族等援護法(援護法)に基づく障害年金の支給を求める訴訟中の相田本軍属の在日韓国人、石成基さん(61)・横浜市・らが、「日本で国籍条項による差別を受けていたのに、韓国政府が何の措置も取らないのは(韓国の)憲法違反」として、日韓請求権協定に定める仲裁委員会の設置を要求し、来週初めに裁判所に提訴することが十五日まで明らかになつた。在日韓国人が、戦後補

## 在日元軍属が韓国で提訴へ

援護法訴訟の原告ら仲裁委設置を要求

戦傷病者・戦没者・遭族等援護法(援護法)に基づく障害年金の支給を求める訴訟中の相田本軍属の在日韓国人、石成基さん(61)・横浜市・らが、「日本で国籍条項による差別を受けていたのに、韓国政府が何の措置も取らないのは(韓国の)憲法違反」として、日韓請求権協定に定める仲裁委員会の設置を要求し、来週初めに裁判所に提訴することが十五日まで明らかになつた。在日韓国人が、戦後補

訴えるのは、東京高裁での訴訟が結審した石さんの「完全かつ最終的に解決された」と規定。だが、同時に在日韓国人の「権利」についても例外にする定めがある。一九六五年に締結された日韓協定は、両国間の請求権に関する問題について

あり、日本政府に補償を請求することができる」と主張。補償責任を押し付けている形だ。条文の解釈をめぐり両政府で食い違いが出た場合、どちら側からも仲裁委員会の設置を求めることができると規定しているが、韓国政府は一度も委員会の設置を要求した」とはない。

原告の訴えを棄却した東京、大阪両地裁判決は「立法院を外にしていることは合憲」と原告の訴えは棄却された。

### 韓国の司法判断に最後の望み

旧日本軍属の「完全かつ最終的に解決された」と規定。だが、同時に在日韓国人の「権利」についても例外にする定めがある。一九六五年に締結された日韓協定は、両国間の請求権に関する問題について

補償の手続きにはさまで取り残されない。在日韓国人の早急な救済が望まれる。(政治部・上坂修子)

1998.6.24 朝日新聞

太平洋戦争に日本軍の上等兵として駆り出されて右腕切断の重傷を負った韓国人金成寿さん(73)・韓国・釜山市在住)が、「日本国籍がないことを理由に恩給を支給しなかったのは、法の下の平等を定めた憲法に違反する」として、日本政府を相手に総額約一億四千

四百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が二十三日、東京地裁であった。塚原朋一裁判長は請求を退けたが、「日本のために最も危険な南方の最前線で戦闘に参加して片腕を失つたにもかかわらず、国籍を失つたという理由だけで国から補償を受けられな

いのは不可解で、何らかの立法措置が取られるべきだ」と国会に注文をつけた。

【解説】  
在日韓国人が韓国の憲法裁判所に提訴したが、「どのよう

に提訴したが、「どのよう

な敗後補償をするかは立法政策の問題で、在日韓国人を対象外にしていることは合憲」と原告の訴えは棄却された。

「完全かつ最終的に解決された」と規定。だが、同時に在日韓国人の「権利」についても例外にする定めがある。一九六五年に締結された日韓協定は、両国間の請求権に関する問題について

補償の手続きにはさまで取り残されない。在日韓国人の早急な救済が望まれる。(政治部・上坂修子)

## 「何らかの立法措置必要」

韓国人恩給巡り  
東京地裁が注文